

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成26年4月10日

時 間：午前10時00分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時00分

### 出席議員（13名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 塚野芳美君  | 1番  | 山本育男君 |
| 2番  | 堀本典明君  | 3番  | 早川恒久君 |
| 4番  | 遠藤一善君  | 5番  | 安藤正純君 |
| 6番  | 宇佐神幸一君 | 7番  | 渡辺光夫君 |
| 8番  | 渡辺英博君  | 9番  | 高野泰君  |
| 10番 | 黒沢英男君  | 11番 | 高橋実君  |
| 12番 | 渡辺三男君  |     |       |

### 欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

### 説明のための出席者

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 町長                      | 宮本皓一君  |
| 副町長                     | 齊藤紀明君  |
| 教育長                     | 石井賢一君  |
| 会計管理者                   | 遠藤博美君  |
| 参事兼総務課長                 | 滝沢一美君  |
| 企画課長                    | 菅野利行君  |
| 税務課長                    | 斎藤真一君  |
| 健康福祉課長                  | 猪狩隆君   |
| 住民課長                    | 伏見克彦君  |
| 参事事務課長兼生活環境課長           | 横須賀幸一君 |
| 産業振興課長<br>(併任)農業委員会事務局長 | 阿久津守雄君 |

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 参 興 事 兼<br>復 旧 課 長     | 高 野 善 男 君 |
| 参事兼復旧課長                | 郡 山 泰 明 君 |
| 教育総務課長                 | 石 井 和 弘 君 |
| いわき支所長                 | 渡 辺 弘 道 君 |
| 参 事 兼<br>大玉出張所長        | 三 瓶 保 重 君 |
| 生活支援課長                 | 林 志 信 君   |
| 総 務 課 主 幹<br>兼 課 長 補 佐 | 志 賀 智 秀 君 |

職務のための出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 佐 藤 臣 克   |
| 事務局庶務係長 | 大 和 田 豊 一 |

説明のため出席したもの

【環境省】

|  |           |
|--|-----------|
| 大臣官房審議官<br>放 射 性 物 質<br>汚 染 対 策 担 当                              | 三 好 信 俊 君 |
| 放 射 性 物 質<br>汚 染 廃 物 質<br>対 策 本 部 本 部 長                          | 室 石 泰 弘 君 |
| 大臣官房廃棄物<br>・リサイクル<br>対 策 部 指 定 策<br>廃 棄 物 対 策 長<br>チ 一 ム 室 長     | 是 澤 裕 二 君 |
| 大臣官房廃棄物<br>・リサイクル<br>対 策 部 指 定 策<br>廃 棄 物 対 策 長<br>チ 一 ム 課 長 補 佐 | 松 崎 裕 司 君 |
| 大臣官房廃棄物<br>・リサイクル<br>対 策 部 指 定 策<br>廃 棄 物 対 策 長<br>チ 一 ム 課 長 補 佐 | 山 崎 寿 之 君 |
| 大臣官房廃棄物<br>・リサイクル<br>対 策 部 指 定 策<br>廃 棄 物 対 策 長<br>チ 一 ム 課 長 補 佐 | 森 田 重 光 君 |
| 福島環境再生<br>事務所本部長   | 高 橋 康 夫 君 |

福島環境再生  
事務所調整官 馬 場 康 弘 君

独立行政法人  
国立環境研究所  
資源循環・廃棄物  
研究センター  
主任研究員 遠 藤 和 人 君

【福島県】

生活環境部  
産業廃棄物課課長 山 田 耕 一 郎 君

付議案件

1. 管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）について
2. その他

## 開 会 (午前10時00分)

○議長（塚野芳美君） おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

出席議員は13名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当、三好信俊様、以下多数でございますので、後ほど簡単な自己紹介をいただきたいと思います。その際にちょっとあわせてお願ひしたいのですけれども、私のほうでちょっと名前と顔のあがれが難しいので、発言するときにはお名前を名乗っていただきたいのです、挙手したときに。よろしくお願ひいたします。

それから、職務のための出席者は、町長以下関係課長です。さらには議会事務局長、以下事務局関係です。

では、早速付議事件に入りますが、その前に町長、全協招集の理由とご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。本日は、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）についてであります。この件につきましては、2月3日に開催されました全員協議会で説明をいただいたところですが、その後計画の見直しがなされておりますので、環境省よりその内容についての説明、並びにこれまでいただいた質問に対し回答をいただくものであります。町の復興に関連する非常に重要な問題でありますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げ、挨拶といたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、続きまして、まず環境省の三好さん以下、それから福島環境再生事務所、高橋さん以下、さらには独立行政法人国立環境研究所、遠藤さん、さらには福島県のほうから生活環境部産業廃棄物課課長、山田さんにもご出席いただいておりますので、三好さんから順に、三好さんにはご挨拶を含めまして、その他の以下の方々には自己紹介をお願いしたいと思います。

三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） 三好でございます。おはようございます。環境省で放射性物質汚染対策を担当いたしております。

本日は、2月3日に引き続きまして、フクシマエコテッククリーンセンター埋め立て処分計画案につきましてのご説明のお時間をいただきまして、大変感謝申し上げる次第でございます。

まず、前回の全員協議会以降の状況につきましてお話をさせていただきたいと思います。2月12日に福島県知事から中間貯蔵施設を大熊町、双葉町に集約すること、またエコテック内に計画していたセメント固化化施設を楢葉町に配置することなどにつきまして申し入れをいただいたところでございます。これを受けまして、国において検討を進めまして、先月、3月の27日に宮本町長にはご出席をいただいておったわけでございますけれども、環境大臣と復興大臣から今申し上げました県知事の申

し入れに沿って中間貯蔵施設の配置でございますとか、エコテック関連のセメント固化化施設の廃止を見直すこととさせていただいたところでございまして、その旨回答させていただいたところでございます。

このような経緯でございますので、本日のところは2点ご説明をさせていただければというふうに考えております。まず、1点目が、今申し上げましたフクシマエコテッククリーンセンター埋め立て処分計画案の見直しの内容につきまして、改めてご説明をさせていただきたいという点でございます。

それから、2点目は、町長のご挨拶の中にもございましたけれども、前回の全員協議会におきましてさまざまご指摘をいただきしております、私どもその場では十分な回答ができなかつた点につきまして、改めてご説明をさせていただければというふうに考えているところでございます。

私ども先回も申し上げさせていただきましたけれども、エコテックセンター整備はやはり復興のために極めて重要な施設で課題であるというふうに認識をいたしておりまして、私どもといたしましても、先生方のご指摘を踏まえまして、できる限り丁寧な対応を心がけていきたいというふうに考えております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省放射性物質汚染廃棄物対策本部本部長（室石泰弘君） 放射性物質汚染廃棄物対策本部の室石でございます。4月から参った新参者でございますが、これからよろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 指定廃棄物対策チーム室長の是澤でございます。前回に引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 同じく指定廃棄物チームの課長補佐でございます松崎と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（山崎寿之君） 同じく指定廃棄物対策チームの山崎と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 福島環境再生事務所本部長をしています高橋でございます。いつもお世話になっております。きょうもよろしくお願ひ申し上げます。

○環境省福島環境再生事務所調整官（馬場康弘君） 福島環境再生事務所の調整官をしております馬場と申します。よろしくお願ひします。

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君） 独立行政法人国立環境研究所主任研究員をしております遠藤といいます。どうぞよろしくお願ひします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（森田重光君） 同じく指定廃棄物チーム課長補佐の森田でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君） 福島県生活環境部産業廃棄物課で課長をやっております山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

では、付議事件に入りたいと思います。管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）に

ついてであります。説明をいただきまして、その後質疑応答を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どなたがご説明いただけますか。

それでは、是澤さん、どうぞ。説明は、座ったままで結構です。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） それでは、冒頭三好審議官からも申し上げましたけれども、大きく2つの内容につきましてご説明をさせていただきます。最初に、埋め立て処分計画案の見直しについて、そして2点目が、前回ご指摘をいただきました事項に対する検討結果についてということでございます。

まず、こちらのフクシマエコテッククリーンセンター埋め立て処分計画案、パワーポイント横長の資料をごらんいただければと思います。前回ご説明した資料でございますけれども、県知事の申し入れを受けた国からの回答を踏まえまして、修正をいたしております。そのほかにも若干修正を加えておりますので、修正点についてご説明をいたします。

「はじめに」の部分、もう少し詳しくエコテッククリーンセンターでの処分の必要性についてご説明をしておりますが、省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページ、4ページ、5ページ、このあたり施設の概要や埋め立て対象廃棄物について説明している部分については、大きな変更はございません。

6ページをごらんいただければと思います。埋め立て処分期間、搬入方法について説明した資料でありますが、右側のほうにエコテック内の図面が載ってございます。前回この施設の中にセメント固化施設を設置するという計画にしておりましたので、その部分位置づけておりましたが、今回セメント固化施設は別途檜葉町波倉地区に設置することといたしましたので、その部分削除した形に修正をしております。

次の7ページをごらんいただければと思います。新たにセメント固化に関する説明を追加をしております。全部で16万立方メートルの飛灰、混合灰につきまして、あらかじめセメント固化した上で埋め立てる予定でございますが、このうちセメント固化施設が併設されていない減容化施設や保管施設等に保管中の焼却灰、約7.5万立方メートルについて、檜葉町波倉地区に整備するセメント固化施設で固化するとしております。候補地は、下の図面のとおりでございまして、ここには檜葉町で発生した災害廃棄物や除染廃棄物を処理する仮設焼却施設に併設する形で、この候補地の一部を使用して整備する考えでございます。

8ページに埋め立て方法について説明をしております。内容に大きな変更はございませんけれども、図面をもう少し詳しいものに修正をしております。

9ページをごらんいただければと思います。埋め立てのり面の安定計算につきまして、新たに説明資料を追加しております。前回全員協議会でご指摘いただいた内容を踏まえまして、新たな資料を追加させていただいたものでございます。円弧すべり、複合すべり、直線すべりについての計算を行っ

て、安全性を確認したことを記載しておりますが、詳しい内容につきましては後ほど別の資料でご説明をさせていただきます。

10ページですが、安全評価について、こちらは本質的な内容に変更はございませんけれども、下の表の部分、評価項目の2段目、「埋立完了し最終覆土を行った直後の最大追加被ばく線量」の欄の「目安」の部分ですが、前回年間10マイクロシーベルトとしておりましたものを、括弧書きにして、「年間1 mSv (年間10  $\mu$ Sv)」というふうに記載をしております。これはどういう趣旨かと申しますと、もともと書いておりました10マイクロシーベルトという目安は、処分場の管理を終了しても公衆の安全が確保される、いわば廃止処分場、廃棄物処理の言葉で言いますと、廃止した後の目安となる数字が、これが10マイクロでございましたので、この覆土を行った直後の段階の目安としては、1ミリシーベルトというのが正しい数値になりますので、ちょっとその修正をさせていただきました。しかしながら、いずれにしてもその評価値自体は年間0.27マイクロシーベルトでございまして、その年間1ミリシーベルト、あるいは管理終了後の年間10マイクロシーベルトという目安に比較しても、十分に低い評価結果になっているということでございます。

11ページには、施設の点検、モニタリングの説明をしております。これも小さな変更でございますけれども、画面の一番下の青い四角を追加しております。大気中の放射能濃度、大気中のダストをサンプリングして、その濃度を測定するという部分を新たに追加をしております。

12ページには、環境省の責任と管理につきましてご説明した資料となっております。前回とちょっと説明の内容をより詳しく、わかりやすくさせていただきました。埋め立て処分と埋め立て完了後の施設の管理は、法律に基づきまして、国が事業主体となって責任を持って行います。

その内容でありますけれども、処分計画の作成、あるいは埋め立ての詳細な実施方法を定めた要綱これを環境省において、まず作成をいたします。その上で、埋め立て処分を実施していくことになります。フクシマエコテックを独占的に活用し、計画や要綱に基づいて国の事業として実施してまいります。埋め立て完了後につきましても、浸出水の処理や環境モニタリングなどの維持管理を継続して行います。この間、環境省は現場責任者を常駐させまして、責任を持って適切な埋め立て処分や施設の管理を確保いたします。また、環境モニタリングにつきましてはみずから実施し、公表をいたします。さらに万が一の事故時の対応につきましても、国が責任を持って対応をいたします。その上で、安全監視委員会を設置して、専門的な立場からのご助言もいただきながら事業を実施させていただきます。

13ページには運搬計画についての説明を記載しておりますが、ここは大きな変更はございません。

以上が埋め立て処分計画案の見直しの主な内容でございますが、こちらの縦長の資料、文章での埋め立て処分計画につきましても若干記載内容を変更しておりますので、その部分をご確認いただけたらと思います。最初のほうは、大きな変更はございません。

ページをずっとめくっていただきまして、8ページでございますけれども、ここに8ページの下の

ほうにセメント固型化に関する記述を加えております。内容は、先ほど資料でご説明したとおりでございます。

それから、9ページ、廃棄物の搬入についてであります。図の2-1ということで、クリーンセンター付近の運搬経路、これは現在の公害防止協定書に定めております運搬経路でありますけれども、これをこの図面を追加をしております。また、搬入車両の放射線量のチェックでありますけれども、トラックスルー式の放射線量の検出器を設置することいたしまして、その部分、文章の中に追加をしております。

10ページでございますが、こちらは先ほどのパワーポイントと同じ図面であります。セメント固型化施設やその養生場所を記載しておりましたが、それを削除し、もとどおり浸出水の調整槽として使う形にしております。今申し上げましたトラックスルー式の放射線測定につきましては、図の真ん中下のあたり、A1という場所で実施する予定でございます。

それから、またページをめくっていただきまして、13ページでありますけれども、埋め立てのり面の安定計算についての説明でございます。この部分も詳しくしておりますが、より詳細な内容を別途資料でご説明しますので、説明はここでは省略いたします。

15ページに管理体制についてご説明をしておりまして、図の3-1として管理体制の組織図を記載しております。環境省は現場責任者を置き、フクシマエコテッククリーンセンターと連携、調整、あるいは指導、監督を行なながら、埋め立て処分を実施してまいります。最終処分場技術管理者のもとで埋め立て処分の管理責任者、浸出水処理施設の管理責任者を置き、作業を進めてまいります。

16ページでありますけれども、埋め立て作業における品質及び施工管理について、その方法や管理の内容についての説明を追加をいたしております。

17ページは、特に大きな変更はございません。

18ページ、環境モニタリングの実施と情報公開の中に、表3-3の部分ですが、下から2段目の欄に、大気中の放射能濃度の測定を行うということを追加しております。

20ページの下の部分でありますけれども、リスクコミュニケーションに関する項を設けて、新たに追加しております。日常的な対話、インターネットによる情報発信、地域活動への参加、現地における情報発信を通じて、情報公開、発信を行っていくということを説明しております。

21ページでありますけれども、運搬管理体制の体制図を記載しております。環境省のもとで運搬、保管場所からの搬出、これから運行管理を実施してまいりますが、まず保管場所ごとに現場管理者を置き、その保管場所を束ねる総括現場管理責任者のもとで搬出の管理をしてまいります。また、運搬過程につきましては、全体につきまして運行管理責任者を置き、運行過程の車両の管理を行なながら、車両の集中等が生じないように管理をしてまいります。

22ページ以降も運搬に関する説明をしておりますが、大きな変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

24ページには、放射線に関する安全評価ということで、これは今までちょっとそれぞれの事項、埋め立て処分と運搬に関する事項の中に説明しております内容を最後にまとめて記載をしております。

以上が埋め立て処分計画案の見直しの内容でございます。

続きまして、前回全員協議会でご指摘をいただきました事項につきましてのご説明をさせていただきます。こちらの「補足説明資料」と右肩に打ってあるものをご覧いただければと思います。

まず最初に、セメント固型化物の重量、形状と埋め立て方法についてご説明いたします。そもそもセメント固型化とはどのような状態になるかという概要でありますけれども、飛灰や混合灰をセメントや水と混練りをいたしまして、型枠、大体1メートルの立方体であります。そこに入れた角形のフレキシブルコンテナの中で成型し、固めることとしている。そういうものでございます。法律では、この固型化の方法が規定されておりまして、一軸圧縮強度で0.98メガパスカル以上、これは2メートルの高さから落下しても壊れない強度として定められたものであります。そのような数値にすることが定められております。

このセメント固型化物でありますけれども、環境省が実施した実証試験におきまして、その強度等を確認をしております。まず、どのような配合割合で作成したかということであります。表1の脚注の欄になります。飛灰1.05トン、1立方メートルであります。これに対しましてセメント0.5トン、水0.4トンという割合で配合して、混合して、固型化物を作成いたしました。その結果、材齢7日の段階で、平均で5.43メガパスカルということで、法律に定める基準を大きく上回る固型化物ができるということを確認しております。また、その単位体積重量でありますけれども、表の2にございますように、1.95トン/立方メートルということになります。これは、セメント固型化しない廃棄物1.35、あるいは既に埋め立てられている廃棄物、これが1.5トン/立方メートル程度になりますが、これらと比較すると大きいものになります。ただし、無筋コンクリートのようなものとのものと比べますと、こちらの数値は2.3程度が標準でありますので、それらに比べると小さい、軽いものであるという状況でございます。3番のところであります。これらのセメント固型化物については、千鳥配置で埋め立てをいたしまして、1段埋め立てごとにセメントミルクなどで固型化物の空隙を充填して埋め立てを行ってまいります。

次に、2ページ目、セメント固型化しない廃棄物の管理方法と埋め立て方法についてご説明をしております。まず、フレキシブルコンテナへの封入の際の密度管理を行います。セメント固型化を実施しない焼却灰、それから浄水発生土でございますけれども、廃棄物の種類ごとにあらかじめ充填量を定めます。その上で、地盤改良に使用される締め固めが可能なフレキシブルコンテナ、こういうものに封入をして空隙を少なくし、密度にばらつきが生じないよう管理することといたします。この部分、フレキシブルコンテナの仕様を変更することといたしました。前回高さを1メートルにそろえて、それで埋め立てを行っていくというふうにご説明をいたしましたが、今回ここで書いております地盤改

良に使用されるフレキシブルコンテナといいますのは、高さでいいと50センチ程度で、平面は1.5メートル掛ける1.5メートル程度の形状になるものを想定をしております。これについては単なるフレキシブルコンテナではありませんで、内部にベルトが配置をされておりまして、つり上げを行うと、締め固めが行われると、そのような形状のものを想定しております。実際にその地盤改良等でいろんな使用実績があり、そういうフレキシブルコンテナでありまして、ちょっと先の話になりますけれども、処分場内に埋め立てを行った後、上に重機を載せて、転圧が可能であると、そういうものを使用して埋め立てを行いたいというふうに変更をしたいと考えております。

続きまして、不燃物についてでございますけれども、不燃物につきましてはあらかじめ破碎機で50ミリ以下になるように破碎をするなど、粒度調整をした上で、今ご説明しました焼却灰などと同様に充填量を決めまして、地盤改良に使用されるフレキシブルコンテナに封入をして、密度管理をいたします。その上で、処分場で埋め立てを行います。フレキシブルコンテナ間になるべくすき間ができるないように配置をいたしまして、その空隙につきましては1段埋め立てるごとに土砂を充填して、高さが一定にそろいう転圧をして、平たんに仕上げていくという考え方でございます。

3点目に、液状化の懸念についてご指摘をいただきましたので、そのご説明をしております。フレキシブルコンテナ間の間詰めに用いるもの、これは砂とご説明しておりましたが、一部土に該当するようなものの可能性も含めて、土砂を使用いたしまして、粒度分布に幅のある材料を選定したいと考えております。土砂の量自体は廃棄物に対して数%程度でありますから、そもそも廃棄物全体が液状の危険性のある砂質地盤のような状況にはならないと考えております。また、この廃棄物層でありますけれども、埋め立て作業を実施していない区画のキャッピングシートによる保護、あるいは埋め立て完了後の不透水性土壤層の敷設などによりまして、極力雨水が浸入しない措置を講じることとしておりますし、万一中に入ったとしても、豎管やのり面のガス抜き管から雨水を排除する構造となっておりますので、埋め立て層中は飽和状態にならない。したがいまして、液状化を発生しない状態になっているということでございます。

続きまして、3ページ目に埋め立てのり面の安定計算につきまして、今回再度計算をし直した結果をご説明しております。まず、①でありますけれども、今回廃棄物層以外に不透水性の土壤層や土壤層を設置することとしておりますので、これらも含めて埋め立て構造をモデル化をいたしました。また、各層の土質定数、表3のほうに整理しておりますけれども、埋め立て材料の土質試験や文献や既往の試験値をもとに、再度設定をし直しまして計算をいたしました。まず、7ページの参考の2、「埋立法面の安定性の評価方法」という図をごらんいただきたいと思いますが、当初実施しておりました1番の円弧すべりの方法に加えまして、2番目になりますような複合すべり、これは円弧プラス直線の場合もありますし、直線プラス直線、不透水性土壤層と土壤層がすべり面になるような場合、あるいは3番の直線すべり、鉛直方向と土壤層をすべり面とするような形状、こういうすべり面につきまして計算をいたしました。

その結果でありますけれども、表の4、4ページに整理をしております。埋め立て時、これは埋め立ての途中段階ということでありますけれども、それから埋め立て完了時、両方につきまして内部が湿潤状態である場合、あるいは万々が一内部が滯水をして飽和状態に至った場合、こういった状態にはならないと考えてありますけれども、安全確認のためにそういった状態も想定をした上で、安全計算を実施いたしまして、必要な安全率を確保していることを確認いたしました。

続きまして、5ページでありますけれども、上流側にセメント固型化した廃棄物がある場合と上流側がセメント固型化しない廃棄物であった場合、この比較を行いました。全員協議会におきまして、上流側に重い廃棄物、セメント固型化物を埋めても大丈夫かというご指摘をいただきましたので、その確認をさせていただきました。その結果でありますけれども、まず埋め立て途中の段階であります  
が、これにつきましてはセメント固型化物の粘着力が大きく、滑りに強い状態になっている関係上、上流側に固型化した廃棄物を埋め立てたほうが最小安全率が大きいという結果となりました。もちろん固型化しない廃棄物を埋め立てた場合についても、必要な安全率を確保しておりました。この安全評価の断面でありますけれども、8ページのほうに紹介をしております。埋め立て途中の段階で、上流側が固型化した廃棄物であった場合、上流側が固型化しない廃棄物であった場合、それぞれについて安定計算を実施したということであります。

また、埋め立て完了時につきましても、次のページの9ページ、上流側が固型化した廃棄物であり、下流側が全体が固型化していない廃棄物である場合をケース3、上流側が固型化しない廃棄物で、下流側の下部に固型化した廃棄物が来る場合、次のページに載っておりますが、これをケース4、さらにこれは架空の事例ということになりますけれども、上流側の上段が固型化しない廃棄物であった場合、下流側も固型化しない廃棄物であった場合、こういう事例、この3つの事例について安定計算を実施いたしました。

その結果でありますけれども、まず固型化した廃棄物を上流側に置く場合と下流側、下部に置く場合、これを入れかえて比較した場合でありますけれども、繰り返しになりますが、固型化した廃棄物自体重量重いのですけれども、その粘着力も大きいということがございまして、下流側に下部に埋め立てたほうが安全率が大きくなりました。ただし、ケース3とケース4、ケース5の比較でごらんいただきたいのですけれども、上流側にセメントを固型化した廃棄物を埋め立てていること自体が何か安全率の低下をもたらしているかというと、そうではなく、ケース5との比較でおわかりいただけますように、上流側にセメント固型化をした廃棄物を置くこと自体は、埋め立て完了時点ではすべり面には影響を及ぼさないという結果でございました。

続きまして、11ページ、既存廃棄物層の支持力についてご説明をさせていただきます。こちらも既存廃棄物層は十分な支持力があるのか、きちんと確認するようにというご指摘をいただきまして推計をしたものでございます。まず、埋め立て前、埋め立て開始時の地盤支持力でありますけれども、これは実際に埋め立てられている既存廃棄物の層の試料を採取をいたしまして、三軸圧縮試験を行いま

して、その土質定数を用いて許容支持力の推計をいたしました。その結果は、350キロニュートンパー平方メートルということになりました。必要な支持力はフレキシブルコンテナの荷重、あるいはクレーン荷重を考慮すると、下流側で約70キロニュートン、上流側で90キロニュートンと推定されますので、必要な地盤支持力は確保できると考えております。また、さらに埋め立てが進行していった段階でございますけれども、この場合の許容支持力であります、次の12ページに図でお示ししておりますとおり、これはテルツァーギの支持力公式によって求めた支持力でございますけれども、上部の積載荷重が増加するに伴って支持力も増加してまいりますので、十分な支持力は確保できるというふうに考えております。

前のページの（3）のところでありますけれども、埋め立て作業における品質と施工管理についてご説明をしております。支持力はきちんと確認しつつ埋め立て作業を行うべきというご指摘はまことにそのとおりでございまして、実際埋め立て作業を実施していく段階では、まず上流区画の既存廃棄物層の一部を下流側に移して締め固めを行いますので、その埋め立て開始に当たりましては、平板載荷試験などを実施いたしまして、埋め立て廃棄物の荷重に対して必要な支持力が確保できていることを確認して実施したいと考えております。

これは仮になりますけれども、今推計している結果上は支持力は十分あると考えておりますが、万々が一測定の結果、支持力が不足している場合につきましては、12ページの上段のほうに書かせていただいておりますが、地盤改良、セメント混入などを行いまして、不等沈下を防ぎ、必要な支持力を確保できるようにしたいと考えております。

13ページに、5番目といたしまして、従来の産業廃棄物処分場と今回の汚染廃棄物埋め立て処分する場合の比較について、表で整理して説明するようにというご意見ございましたので、その整理をしております。左側の欄が従来の産業廃棄物処分場、右側が今回の汚染廃棄物の埋め立て処分でございます。その追加する内容を右側に書いてございます。構造につきましては、擁壁の設置、二重遮水シートの設置、あるいは浸出水処理設備に流入する保有水等の水量、水質を調整することができる調整池の設置等々、こういった構造が求められておりまして、それに加えて今回の汚染廃棄物の埋め立て処分に当たっては、放射性物質が比較的溶出しやすいものをセメント固型化する、あるいはフレキシブルコンテナに収納した状態で埋め立てをする、そういう多重の安全対策を講じつつ、埋め立て処分を実施していくという内容にしております。浸出水処理につきましても、ゼオライト吸着を実施するといったような追加対策を講じることになります。また、維持管理の過程におきましては、空間線量率の測定を実施いたしますし、次のページ以降になりますが、地下水水質の測定、あるいは浸出水原水の水質、処理水の水質、放流水の水質、放流先河川の水質等につきまして、従来の項目に加えて放射性セシウム濃度の測定、確認をしていくことになっております。また、大気中の放射能濃度の測定を追加するということでありますとか、運搬車両の空間線量率、表面線量の測定等を行うということが新たに追加する内容となってございます。

説明が長くなりましたが、最後に16ページ、6番といたしまして、最終処分場における事故に関する安全評価についてのご説明をしております。これまでるるご説明をしてまいりました安全対策によりまして、今回の埋め立て処分におきまして大きな事故等が生じることはないというふうに私どもは考えております。しかしながら、想定できない理由によって事故が発生した場合にどうなるのかというご指摘も頂戴しておりますので、そのような場合にどのような状態になるかと、確認のための安全評価を行いましたので、その紹介をしております。

シナリオといたしまして、2つのものを想定しております。1つ目が、遮水工が破損し、放射性セシウムが地下水へ移行した場合の地下水利用に伴う周辺公衆への被曝、2つ目が地震等により埋立地のり面が崩壊し、廃棄物が流出することによる周辺公衆の外部被曝でございます。評価の条件であります、17ページの上段のあたりから説明をしております。まず、遮水工の破損につきましては、遮水シートが全くなくなった場合というのを、遮水シートが全くない、言ってみれば遮水機能が完全に失われた状態を仮定をしております。その際の浸透水量、あるいは地下水流速、これは現実よりも非常に速い数字を採用して、安全側に立ったといいましょうか、保守的な数値を設定して推計をしております。

また、貯留構造物の崩壊につきましても、その最上段の側端から深い地すべりが発生をして、廃棄物が8万立米が流出し、それが全て地表面に露出した状態というふうに仮定をいたしまして、一番近い居住地に当たります寺院に、これは処分場南側、檜葉町側でありますけれども、その寺院での外部被曝線量の推計を行いました。その結果を（2）のところに整理をしております。こういう想定されない理由による事故の場合の被曝線量につきましては、5ミリシーベルトを下回るということが評価の目安となっておりますが、最初の遮水機能が失われた場合の評価結果につきましては、被曝線量は非常に低い数値になると。例えば井戸水の利用、一番上、公衆に成人であれば、0.00011ミリシーベルト程度という非常に低い安全評価結果になるという結果を得ております。それから、2番目の貯留構造物の崩壊に伴う廃棄物の流出が起った場合でありますけれども、この場合で外部中の被曝線量というのは0.18ミリシーベルト程度になるということで、こちらも追加被曝線量としては目標を大幅に下回る結果になるということでございます。

以上、前回ご指摘をいただきました事項についてのご説明とさせていただきます。ご不明な点等ございましたらいろいろご指摘をいただきまして、私ども、より安全性の高い計画となりますようこれからも心がけてまいりたいと思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

説明が終わりました。議事進行上、ただいまの説明があった順番の資料に基づいて質疑を行いたいと思いますので、この場で配られた資料ですので、議員各位若干時間は足りないかもしれませんけれども、急ぎはしませんので、各資料をもとにどうぞ質疑を行ってください。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） まず、何で富岡にあるフクシマエコテックでなければならないのかの理由。中通りにも、県の職員さんも来ているからわかると思うのだけれども、最終処分場の認可取り消しになって、県の代執行かかったりしている施設があるかと思うのだけれども、そこではその件は出なかったのか、話が出なかったのかということ。

あと、最初に配られたこれ、これから追っかけていくから。あと10万ベクレル以下の廃棄物はと言った件なのだけれども、10万から8,000、8,000から3,000、3,000以下の考え方は全然持てなかつたのかという質問。10万から8,000の指定廃棄物の区割り、8,000以下3,000、3,000以下という区割りで物事を考えることできなかつたのかということ。

あと、図面に、4ページにもこれ廃棄物、保護材、保護材、保護材、地山、地盤となっているのだけれども、ちょっとこれ見ると、本当に地山でいいのか。実際フクシマエコテックで受け入れてある既存のやつを改良して地山と呼んでいるのか、そこら辺はつきりした明記をしてもらいたい。

あとは……

○議長（塙野芳美君） 最初、一番最初の資料だけで、まずとりあえずお願ひします。

○11番（高橋 実君） では、今言った分だけ。

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず最初の、なぜフクシマエコテックを選定したのかということでございます。今回福島県内で多量に発生をしております放射性物質に汚染された廃棄物、これを処分する上で、これはできるだけ早く解決しなければならないという状況の中で、10万ベクレル以下の廃棄物については既設の管理型処分場で安全に処分することができるという、これは有識者のご検討も踏まえて、法律上そういう整理をさせていただいております。したがいまして、既存の管理型処分場でこの大量の汚染廃棄物を処理できるところというのを福島県内で探したわけでございますけれども、大量のこの特定廃棄物、汚染廃棄物が発生している場所というのが、まず双葉郡でありますし、そういった中で、十分な容量を有していて、かつ管理状態が良好な最終処分場ということで考えますと、フクシマエコテッククリーンセンターが唯一の候補ということになりますて、今回このような計画を立て、お願ひをさせていただいているという状況でございます。

2点目の10万ベクレル以下から8,000、それからもう一つ3,000ベクレル以下という整理ができなかつたのかというご指摘でございます。これは、まず廃棄物の処分を考える場合に、どのような方法をとれば安全に汚染廃棄物の処理ができるかという検討をしたわけでございますけれども、まず通常の廃棄物の処分場と同じ方法で安全に処理ができる放射能汚染レベルというのはどの程度であるかということを検討をした結果、8,000ベクレルというまず基準を設けることになったということでございます。したがいまして、8,000ベクレル以下の廃棄物であれば、基本的に通常の廃棄物と同じような管理のもとで埋め立て処分ができるということで、その8,000という基準を設定したということでご

ざいます。その上で、また10万ベクレル以下のものでありますれば、これはもともとの原発から出てくる汚染廃棄物の処分におきましても、10万ベクレル以下のものにつきましてはトレンチ処分といいまして、簡単に言えば地面に穴を掘って、そこに埋め立てるというような方法で安全に処理ができるという、そういう知見もございまして、そういった知見も踏まえて、この汚染廃棄物の処分に当たつても、いろんな追加対策は必要でございますけれども、既設の管理型処分場できちんと処理ができるということで、この10万から8,000と、8,000から10万と言ったほうがいいかもしませんが、そういう区分が設けられているということでございます。3,000ベクレルという数字は、これは恐らく盛り土材等としての土木資材として活用できる基準として、たしか覆土30センチを確保すれば下層部に使用できるという意味での評価結果であろうかと思いますけれども、これはちょっと埋め立て処分の話とはまた別の評価に基づいて考えられているものでございますので、廃棄物の埋め立て処分ということではそういう整理はしていないということでございます。

それから、3点目でありますけれども、この図面の部分、4ページの図面で地山と書いている表現ですけれども、この4ページはあくまでも既存のフクシマエコテックの構造につきましてご説明をしたものでございまして、今回の汚染廃棄物の埋め立てに当たっての構造を示したものではございません。処分場の構造としては、地山、地盤の上に保護材、不織布があり、遮水シートがありという状態で処分場の遮水工が構成されておりますので、それを説明したものでございまして、ご指摘のとおり、この上に既存の廃棄物層が加わり、さらにその上に土壤層を設置した上で、汚染廃棄物の埋め立て処分を行っていくと、そういうものでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） ちなみに、中通りのやつは、このフクシマエコテックを選定する中で名前が出てきたのか。出てきたとすれば、有効残量、わかっていると思うのだけれども、有効残量を教えてもらいたいのと、あと10万ベクレル以下としか、今までの資料もこれも出ていないのね。10万ベクレル以下8,000と明記したらいいじゃないですか。俺はそう思うのだけれども。だって、確かに3,000ベクレル以下の公共事業あたりの木材云々というのだけれども、3,000から8,000の部分だって出てきているわけだし、確かにこの資料、ちょっと探したけれども、ちょっとどこだか。さっき見たらば土壤材は含まれていないのだけれども、土壤材、土関係は含まれていない云々と書いてあるのだけれども、これはやるときに全部きっちり精査しながらやっていかないと、最終的に土壤材も処分ができないようになってしまったときどうするのだか。あと結局、余り幅が8,000から10万ベクレルとなってしまうと、受け入れでなるべく数値の高いやつは表面側に出てこない中のほうに入れるようにして、数値が少ないのをだんだん外部に近づけて盛っていくのが、より有効な遮蔽のやり方だと思うのだけれども、それが数字とかこの資料の中全然出てこないのだけれども、私は実際反対するも賛成するも、自分が納得するような内容を私方に置きかえて精査して出してもらいたい。さっき議長も言ったように、きょうこれっぽと持ってこられて、質問するのもなかなか大変なのだ。そう思わない。そこら辺を今後は

どうするのだが。またこれぱっと出してみたけれども、ここら辺は議長から言ってもらわないと困るのだけれども。そこまで含めて再質、再度。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、中通りの処分場についてもきちんと検討したのかということでございます。これは、福島県内の処分場を全てリストアップした上で検討をさせていただいたわけでありまして、その中でフクシマエコテックが最大の有効量を持っておりまして、なおかつ大量に発生している双葉郡内にあるということも含めて選定をしたということでございます。それぞれの処分場の残存容量につきましては、これは検討した際の数字はあるわけでありますけれども、申しわけございませんが、今手元にありませんので、それは改めて別途ご説明をさせていただければと思います。

続きまして……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君）　委員ご指摘の中通りの代執行をやったところというお話をさつきございましたけれども……

〔何事か言う人あり〕

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君）　はい。代執行あったところにつきましては、当然その、代執行をやったということで、許可とか切れておりますので、これは産廃処分場ではございません、今現在。そういうふうな関係で、その残存容量という観点からのお話は、この処分場については対象にならないというふうに思っております。

あと、そのほかの中通り、会津、それから浜通り、それぞれ県内に、エコテックも含めまして12ほどの管理型処分場ございますけれども、それは今ほど国のほうで説明されたとおりのような状況でございます。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　2点目のご指摘でございます。10万ベクレル以下とだけ書いてあって、なぜ8,000以上と書いていないのかということでございます。大変わかりにくくて申しわけなかったのでございますけれども、こちらの資料5ページをごらんいただけたらと思うのですが、大きく埋め立て対象廃棄物、3種類ございます。1つ目の双葉郡8町村の生活ごみ、10年分を確保しているという部分、これはそういう意味で汚染レベルに関係ないというもの一つでございます。それから、次に書いております対策地域内廃棄物等につきましてでございますけれども、これ富岡町などのいわゆる避難をされている地域などでの廃棄物ですが、これにつきましては汚染レベル、ですから8,000ベクレル以下のものも含めまして対策地域内廃棄物というふうに呼んでございまして、それにつきましては8,000ベクレル以下のものを

含めてフクシマエコテックで処分することを計画しております。その次のカテゴリー、指定廃棄物につきましては、これはあくまでも8,000ベクレル以上のものを指定して搬入するというものでございますので、この部分につきましてはもちろん8,000ベクレル以上に限定されるわけなのでありますけれども、今申し上げたような状況でございますので、放射線量の数値としては10万ベクレル以下に限るとだけ、ちょっと簡単に記載させていただいたということでございます。

それから、3点目のご質問でございます。土壤については含まれていない、精査されていないのではないかということで、ちょっとご質問の趣旨を取り違えているかもしれません、まず土壤そのものが今回の埋め立て対象ではございませんということと、途中の埋め立て層の間に使用します土壤層につきましては、これは放射線量はもちろんですけれども、どのような土質定数等を持っているものかということはきちんと確認をし、また容量も当然のことながら計算した上で、全体の埋め立て対象物を考えているということでございます。その上で、今放射線量の高いものを内部に埋め立てるような方法ができないのかというご指摘もございました。これにつきましては、放射線の遮蔽という考え方からすれば、ご指摘は本当にごもっともなわけでございますけれども、全量汚染廃棄物が出そろってから我々埋め立てを開始するわけではありませんで、これから特に避難されていた地域で仮設焼却炉ができてまいりまして、そこから日常的に焼却灰が発生してまいります。そういうものについては焼却施設内に長期間保管するのではなく、速やかにエコテックに搬入をして処分したいと考えておりますし、その濃度別に管理をしながら埋め立て場所を確保して処理をしていくことがなかなか難しい状況にあるものですから、ちょっとそこまでの操作は今計画に位置づけていないと、そういう状況でございます。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） あと、事前の云々と今言ったけれども、持っていくところで事前測定はあるわけだし、可燃物、不燃物にしても、高いところから収集してして、焼却して、ほかして持つていけばいいことだと、大ざっぱに考えればそういう結果が出るわけだし。やる気があるか、ないかだけの話で。あと、とにかく私からのお願いなのだけれども、どんな資料であっても、あの片や、地山とか、片や既存の盛り土のやつをきっと下から地山に置きかえて、明記するというのは間違いのもとだから、ちゃんと現実を把握してうたってもらいたい。

あと最後に、これフクシマエコテックの産業廃棄物の認可の中の環境アセスメントと、今度は放射線の環境アセスメント関係は、どういうふうに県と国は考えているのか教えてください。

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 事前に放射能濃度の測定をしているというのはご指摘のとおりなでありますけれども、なかなか量の関係、あるいは発生時期の関係から、高いものを先にというか、一定の場所に持ってくるというような運搬方法というのは、ちょっとなかなか難しいのではないかというふうに考えているので、ちょっと申しわ

けありません、繰り返しの答弁になりますけれども、もしそのようなバランスがとれるような方法があり得れば、もちろん採用したいと思いますけれども、今考えている中では難しいのではなかろうかというふうに思います。

それから、地山とか、あるいは既存の廃棄物層の上にというような部分の説明の図が非常にわかりにくいということにつきましては、大変申しわけございません。よく見直しをしまして、誤解のないように整理をしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかに環境アセスは両方に説明を求めていますので、是澤さんのはうから先どうぞ。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 環境影響評価につきましては、今回汚染廃棄物を埋め立てるに当たっての周辺への影響というものは、今るるご説明したような内容できちんと調査をし、評価をしたというふうに考えておりまして、その内容を住民の方々にもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 山田さん、県のはうのスタンスを説明いただけますか。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君） このエコテッククリーンセンターにつきましては、県のはうで、昨年12月14日に県と、それから双葉4町が国から今現在活用の要請を受けているという状況でございます。今回国のはうで示したエコテックの活用の内容、埋め立て処分計画等について、今現在県と町も含めて、その内容について安全性等々を確認させていただいているという状況でございます。

今回、先ほどもお話ありましたけれども、知事が2月にこのエコテック関係につきまして国に対して配置計画案の見直しを検討するよう申し入れをいたしました、それに対して先月国から今回楢葉町に固型化施設等を配置するというふうな形の回答をいただいたというところでございまして、今後このエコテックにつきまして、当然検討して、安全確認を、その計画そのものについて安全性を確認させていただくという中において、エコテックにつきましては、既存の処分場でございますので、処分場自体の環境アセス等については、当然もう設置時の前段階で終わっているということでございますが、今回新たに指定廃棄物、それから対策地域内廃棄物等々を処分するというような観点での受け入れの活用の要請がございますので、そういうことも含めて、今後国が示したものについて検討して、地元とともに安全性を確認するというふうな観点で今進めておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 答弁もらうことないけれども、国も県も絶対ない状態の物事の考え方提起はしないでください。もしかしてなったときのことも考えて、それを重視して考えてください。終わります。

○議長（塚野芳美君） 待ってください。答弁いただきます。

是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） ただいま議員からご指摘いただいた部分、非常に重要なことだと思っています。今回もそういうご意見、前回もそういうご意見いただいたというふうに認識をしておりまして、そういう部分も含めて、今回私どもとしてはそういう遮水工が破損するとか、廃棄物が流出するとか、そういったこと自体は考えられないとは思っておるわけですけれども、万一そういった状態が起こった場合に、どのような被曝線量になるのかというようなところもご説明させていただいたわけでございますけれども、引き続き今後のご説明に当たっては、あるいは検討に当たっては、そういう絶対にないというような観点ではなく、もしもというか、もう想定外で何かが起こった場合にどうなるのかというご指摘にもお答えできるよう説明をしてまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください、質疑の途中ですけれども。

是澤さんになりますか、三好さんになりますか。ですから、今こうやって議論していく、やはりいろんな質問が飛び出すわけですから、そうしたときに準備不足とか資料が手元にないとかことがありますので、今後も恐らくこういう場面は、説明の場面というのは想定されると思うのです。前もって資料、今回こうやって配付していただいたような資料を出していただきたいのですけれども、いかがですか。

三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） 大変私どもの資料のほうがこの場になってしまって、十分なご検討をいただけない状況だということのご指摘だと思います。

私どももできるだけ早期にごらんいただけるものは準備をしてごらんいただきたいという基本姿勢で臨みたいと思いますので、また今後具体的なご指摘、ご相談をさせていただきながらやらせていただければというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） その点、ではお願ひいたします。

質疑を継続します。12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 同じような質問になってしまふかと思いますが、ご了承お願いして、まず第1点、このフクシマエコテックに、ここ最終処分場ですよね、ここに入れるということは、当初放射能汚染物質は県内には最終処分場はしませんと国は言っていましたね。これは、焼却した飛灰とか、そういうものだからいいのかというのであれば、それは私は違うと思うのです。最終処分は県内にはしないと言っているのですから。これ最終処分場ですよね。中間ではないですね。その考え方。最初国でそう言っていたながら、何で県内にこういうものを持ってきたのか。11番さんの答弁の中で、一番手っ取り早いところに持ってきた、それは私も理解できないわけではないのです。ただ、最初に言った国の言葉が大きく変わってきていると。それは、県にも質問します。県もそれは聞いているはずですから。それが、今テレビ、新聞の報道を見ますと、県はもう最終処分ありきのような考え方で走っていますよね。その辺私は腑に落ちない。

あと、先ほど地山の話が出ましたが、この資料の前提としているのが全て地山から来ているのですよね。地山という盤からいろいろ数字を出してきているわけです。こっちの資料のほうに既存廃棄物層の支持力と若干出していますが、こういう資料、この資料を見ますと、本来であれば、この赤い部分が本来地山でなければならないのです。この黄色い部分が地山ですので、この赤い部分は既に埋め立てられた廃棄物ですよね。この数字が想定でしか出てこないと。前回も言いましたし、私3月議会の一般質問の中でもこの問題は取り上げました。ここが、この赤い部分が想定でしか出てこない限りは、やっぱり上には危険なのです。あなたたち言っているのは、上流側ですか、上流側にセメント固化した重いものを載せることによって、支持力がかえってつくと言っていますが、下が不安定な部分に重いものを載せれば絶対滑るのです。こんなことは計算式なんか出なくとも滑るのです。我々、例えばの話しますが、トラックに荷積んだときに、走って飛ばないように軽い物の上に重いものを載せてきます。そのときにはしっかりと荷を縛ったりまつたりして、時間的に短い時間だからそういうふうな運搬しますが、これはもう永久的なものですからね。だから、そういうこと考えた場合には最初に既に埋め立てられている部分をセメント処理するとか、いろんな技術はあると思うのです。最初にそういう処理をしてから載せますというのであれば、ある程度理解できるのかなと思うのですが、あなた方は万が一のことが起きたらそういう方法もあり得るなんということを書いています。原発の事故と同じでしょう、やっていることが。

あと、この最後、環境省の責任と管理と書かれていますが、責任と管理、こんなことは当たり前の話なのです。ただ、これを最大限に完璧にする上では、何であなたらこの既存施設を買い取るとか借り受けるとかして、国が100%責任でやらないのですか。民間の施設にですよ、あなた方が自由に大手を振って入れるということは、私はないと思うのです。ある程度書類的に交わして、立ち入り許可もきちっとお願いして入らせてもらうとか、何でそんな面倒なことやるの。今回の廃棄物の量を考えた場合には、この施設がもう10年くらいで満杯になる計算立っているでしょう。それで、それ以外の民間のものはもう一切受け入れないのでしょう。それだったら買い取ればいいでしょう。何でそこまで国の責任においてやらないのですか。だから、もう根本的にあなたの説明も、説明資料も理解できないのです。国も、県もそうですよ。その辺が、私はどうも腑に落ちないと。当然この資料で何か出てきていますけれども、セメント固化した場合には1.95トンだと。それで、既に埋め立てられているものは1.5トン、重い比重のもので。そんなことはあり得ないはずなのです、これで安全だなんていうのは。あなた方は、のり面とかそういう部分だけ考えて計算してきてますので、その辺は到底理解できないし、その辺の何点かの回答をお願いします。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、最初の最終処分をしないというふうに国は言ったはずだということでございますが、これは、申しわけございません、ちょっとどの内容を指しておられるのかというのが私議員のご指摘がよくわからなかつ

たのですけれども。申しわけありません。一番最初に中間貯蔵施設という考え方をご説明をしたのは23年の10月、中間貯蔵施設のロードマップというのをお示しした際だったと思いますが、その中でも10万ベクレル以下の廃棄物については既存の管理型処分場を使用して処分するというふうに記載をしておりまして、その後、前回富岡町の全員協議会で24年の4月にご説明をした際にも、こういう形で最終処分させていただきたいのだというお話をさせていただいたというふうに認識しております。申しわけありません。ちょっと何か私がすれ違って勘違いしているのかもしれません、そういうふうに認識しております。

それから、2つ目でありますけれども、地山でなく既存の廃棄物層の上に埋め立てるのであるから、そこはもう今やっているような方法では安全確認が不十分ではないかというご指摘かと思います。まず、前回もご指摘いただきまして、私どもも専門家にいろいろご指導もいただきながら、今回検討を進めさせていただいたわけなのですけれども、既存の廃棄物層について支持力が十分であるのかということについては、確認をしながら埋め立てをさせていただきます。ただ、今いろんな既存の経験、あるいは実際に廃棄物層の試料をとって確認したような状況からすると、これは十分な支持力があるというふうに考えているというところでございます。その上で、安定計算につきましても、こういう土木構造物の安定性を評価する際の適切な方法というのをご指導いただきまして実施をしたということでありますので、具体的に今詳しい補足説明資料でお示しした内容につきまして、何か改善すべき点等もしございましたら、ご専門のお立場からご意見を頂戴できたらというふうに思います。

それから、なぜ買い取りをしないのかというご指摘でございます。これについて、民間の施設であるから大手を振って立ち入ることができないのではないかというようなご指摘もございました。これにつきましては、実は法律に基づきまして、この汚染廃棄物の処分といいますのは国の責任になっているとともに、いろんな指導監督の権限というのも一方で私ども持っております。具体的には、もう強制的に立ち入り検査をすることもできますし、報告を求めることもできる。これは単に契約関係に基づくものではなくて、法律に基づいて強制的にそういうことを求めることができる。さらに言えば何がしか指導に従わないような自体が万々が一にでも起これば、それは措置命令というような形でも実施をできるというような前提もあり、そして今回は国が定めた計画、あるいは実施要綱に基づき、きちんと実施していくという、そういうお約束もいただけるということでありますので環境省として責任を持つ形で事業を遂行することができるというふうに考えているものでございます。

それから……

○議長（塙野芳美君） 今の件でいいのですけれども、質問の趣旨が若干違うでしょう。立ち入りができるとか、法的なあれがあるとかないとかでなくて、あそこはもうこれでもしこれが実行される場合には、それだけで専用されるのだから、だから国がそっくりもう買い取ってやるべきではないかとやらないのはなぜなのだとということを質問しているわけですから、立ち入りができるとかできないとかではなくて、話をずらさないでください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 買い取りをしない状況であっても、十分に国の事業として、きちんとした管理のもとで実施をできるというふうに考えておるというのが私のお答えの趣旨でございます。

○議長（塙野芳美君） 山田さん、県の立場で、県内での最終処分をしないという件についてお答えください。

山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君） 県内での最終処分という件でございますが、今後のほうでもお話しになったとおり、中間貯蔵施設に関しましては、当然除去土壌等も含めまして、県外で最終処分するというふうなことでございますが、このいわゆる指定廃棄物、8,000超10万未満の指定廃棄物等々につきましては、国のほうで定めた法律ではございますけれども、特措法の中で、これは福島県だけの問題ではなくて、ほかの県にもございますけれども、そういう指定廃棄物については各県内で処分するというふうな方針を示されてございまして、本県の中で指定廃棄物を初め、放射性物質に汚染された廃棄物が県内各地に当然今大量に蓄積されていると。今後双葉郡、富岡町初め、県内の環境回復を図るという観点からは、当然そういうふうな指定廃棄物、それから汚染廃棄物を処分する施設は、今後の環境回復にとって重要な施設という考え方で、県としては、現在国から要請があります活用の要請について、その内容について地元とともに検討させていただいているという状況でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 県内においては最終処分はしないということ、まさに説明とおりなのかなと思うのです。

ただ、10万以下は一般の最終処分場でいいですと国は言っても、いまだに受け入れ先はないわけですよ、日本全国。そうでしょう。それだったら、どこか受け入れ先あるのですか。県内では放射能汚染物質の最終処分はしませんと言っているのですから、10万ベクレル以下云々の話ではないですよ。10万ベクレル以下だって、汚染廃棄物なのですから、今度の事故の。そうでしょう。県外だったら法律で10万ベクレルはいいです、安全ですから埋め立ていいですと、国はそういう指針出しているのですから、県外の一般の最終処分場に入れればいいでしょう。私は、そうやって真っ向から反対したいのです。だけれども、反対だけでは物進みませんので。そういうことをきちんと取り消して、県内にも入れさせてくださいなんて一言も申し入れしていない、あなたが一方的にこうやって説明会をやっているだけでしょう。そうなのでしょう。そんな話なんか聞けないでしょう。やるのであれば、我々の不安材料を払拭してくださいよと、3年も過ぎていまだにこんなことやっていないで、何で新たな施設を確保しようとしたかったのですか。その理由もお聞かせください。新たな施設であれば、既に埋め立てられたもの云々はもう排除できるし、本当に地山からの計算で全て済むわけです。あなたの初動行動のおくれが3年間何もできないで来た。それで、苦肉の策で、楢葉、富岡町にあるから、

あそこで使えばいいのではないかくらいの話でしょう。

私は、地元住民は反対の請願まではいかなくても、反対の意見書出しているのです。下流域含めて、2行政区ですか、下流域。そういうものがある限りは、絶対賛成はできないのです。賛成するすれば、賛成できるだけの材料を出してもらわないと、こんな不安定な上に埋め立てますと、下が不安定であれば、その都度確認しながら下の状況も検討していきますなんていう内容では、私たちは町民にも説明もできないのです。上流の96メートル以上、下流の77.7メートル以上に関しては、国がやることだから、私もある程度安全なのかなとは考えています。ただ、下は絶対納得いかないです、私は。今の数字の下流域、既に埋め立てられた部分ね。その辺を何とか不安要素を取り除くだけのものにしてもらわないと。一番いいのは、もうセメント注入とかミルク注入とかして、完璧に固めてもらって、その上に置くというふうにしてもらわないと、絶対これは、もう二の舞になってしまいます。第一原発の二の舞。それを再度質問します。

あと、買い取りの問題なのですが、あなたたちは法律の中で、もう権限ありますから、立入調査でも何でも権限があるからできるのだと言っていますが、あなたたちは、もう最悪な状況にならないと入ってこないですから。今までのケースも全てそうです。それを心配してるわけです。それで、買い取りして国の全責任においてやっていただければ、もう少しいい状況になるのかなと思うし、責任の範囲も明確になりますよね。あくまでも民間の施設だということは、国はこうやって指導しています、管理監督こうやってやっています、やっているけれども、最終的には違法行為は民間の施設で違法行為がありましたという話になってしまっています。買い取りしても何ら変わらないと思うのです、これはもう専用ですから。専用ではなくて、民間のいろんな廃棄物も最終処分で入ってくるのであれば、それは買い取りはちょっと無理だと思うのですが、これもう専用なのでしょう。埋め立て完了するまで専用なのでしょう。また、なぜ買い取りしないのだという問題。このやつの12ページの環境省の責任と管理なんていうのは、こんなのは当たり前の話ですから。

あと、1点追加します。埋め立て完了後の数字出ていましたよね。括弧書きで10マイクロですか。1ミリとありましたよね、埋め立て後。あれは、当然埋め立て後は被覆も表土もかなり、1メートルくらいはかぶせるのかなと私思うのです。今までのいろんな説明を聞くと、30センチ表土をかぶせれば97とか99防げるわけですから、本来は事故前の数字にならなければならないのですよね、100%に近く防ぎますので。ただ、事故前の数字はうたっていないですよね、これ1マイクロになっていますから。その辺が私はちょっと腑に落ちないのですが、ただ現在あそこの地区の数字がわからないものですから、現在どのくらいの数字になっていて、あの近辺の数字が、それで10年後には推計でどのくらいに減少していく考え方持っているのか、それをお聞かせください。でないと、あそこの数字、埋め立て完了後の数字は正確な数字は出ないのですよね、これ。

〔11時24分 3番早川恒久議員退席、11時25分 3番早川恒久議員入場〕

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、最初の県内には最終処分はしないというふうに国が言ったという部分につきましては、大変恐縮ですけれども、そもそもその中間貯蔵施設という考え方をお示しした際に、10万ベクレル以下のものについては既存の処分場で処分をさせていただきたいということでご説明をしてきたという認識であります。その上で、ご指摘のとおり、今回事故に伴いまして、本当に大量の汚染物、廃棄物もそうですし、除染に伴う汚染物が発生をいたしまして、それを何とか片づけなければならないという中で、基本的には福島県以外の場所では各県ごとに処分施設、処分場をつくって処分をするということをお願いし、また福島県内でも中間貯蔵施設に搬入されるものについては、最終的には県内で最終処分ということでお願いをさせていただきましたが、それをお願いした際に、同時に10万ベクレル以下の廃棄物につきましては既存の処分場を使って処分をさせていただきたいと、そういうことをお願いして現在に至っているというところだと理解しております。

そういう意味で、ただその点にこだわっていてもなかなかこのエコテックの受け入れが進んでもいないし、新しい処分場をつくってやれば、もっと早くきちんとした施設ができたのではないかというご指摘は大変私どもも心苦しいところであります。私どもの力不足がこのようなことになっているのだとは思いますけれども、今現在の状況からいたしますと、もう既にいろんな汚染物をもう片づける出口を見つけることには、福島の復興は成り立たないというところまで来ておりまして、何とかこの既存の処分場を使って速やかに処理を開始するということを実現させていただいたいたいというふうに考へているところであります。

その中で、先ほど来既存の廃棄物層を単に確認しながらやっていくということでは不十分だと、もう最初からセメント注入なりをして改良をすべきだというご指摘でございます。そもそもフクシマエコテッククリーンセンター、今既存の廃棄物層があって、その上に埋め立てるわけでありますけれども、もともとの計画自体、その全体の容量を使って埋め立て処分を実施していくという前提の中で安全計算をし、確認をした上で、処分場として認められているという、そういうものであります。今回確かに一部セメント固型化物という重量の重いものを埋め立てることになりますので、それについてご懸念があるというのはご指摘のとおりでありますと、私どもも今そういうところはきちんと技術的に評価をしながら埋め立て処分をしていかなければいけないというふうに認識しておるわけでありますけれども、実際今既存の廃棄物層を確認している中では、セメント注入を必須というような調査結果にはなっていないということでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、そこに非常に不安を持たれる方というのもおられるわけですから、そこは私どもとしても実際の状況をきちんと確認をして、ご説明をして、必要があれば、当然セメント注入のようなことも実施するということで、科学的な知見、評価に基づいて、きちんと埋め立てを実施していきたいというふうに考えております。

それから、買い取りについてのお話でございます。これにつきまして、環境省として今ご説明しているような内容では、対策として、対応として不十分であると、国の責任が十分に果たせないので

ないかというご指摘でございます。ただ、お話をありましたように、最悪の状況にならないと出てこないとか、そういったことは決してございません。私ども現地に必ずその責任者を配置をいたしますし、私どもが定めた計画や実施要綱に基づいて、きちんと埋め立て処分が実施されていくことを日常的にも管理をしていくという計画でございます。その上で、あくまでも民間の施設ではないかというご指摘でございますけれども、これはこの施設がこの計画に従って特定廃棄物の処分に使用される場合にどういった性格のものになるかということなのですけれども、民間の施設ではありますても、既にもう国が事実上管理する状態になりますので、例えば国家賠償法などとの関係言いますれば、道路や河川と同じような公の営造物というものに該当することになろうというふうに考えておりまして、そういう意味では、もう全く同じように国が管理する、何か管理に瑕疵があったら国が責任を負う、そういう施設としてこの埋め立て事業を進めていくということで考えておりますので、その点ご理解をいただけたらと思っております。

それから、10マイクロシーベルトという目安との関係であります。実際覆土が完了した場合の安全評価の評価値について、これは10マイクロをさらにさらに下回って、大体年間で0.27マイクロシーベルト程度になろうというふうに考えているわけでございます。檜葉町、これは一番近い居住地ということになりますと檜葉町でありますけれども……済みません、ちょっと詳しいもの補足させますので。

○議長（塚野芳美君） 森田さん、どうぞ。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（森田重光君） 線量について補足説明させていただきます。

富岡町の太田集会所でモニタリングをしておりまして、大体1メートルの空間線量率が……

〔「済みません。エコテックの周囲です。エコテックの周囲の数値」

と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 太田集会所では条件が全く違いますから。今質問しているのは、このエコテックの敷地、もしくは敷地境界、その線量を言っているのです。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（森田重光君） 申しわけございません。私たちが把握しているのは、近傍では太田集会所のデータでございます。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 申しわけありません。近くのモニタリングポストという意味で、太田集会所のデータしか得られないということでございますので、もちろん私ども、これ事業を実施していく過程においては、埋め立て処分等を開始する前からこのすぐの敷地境界で空間線量を測定して、その上で追加的な被曝線量の増加がないことを確認した上で実施していく考え方でありますて、その目安として今考えられる安全評価の数値、かなり保守的に立った場合での数字でも、もう0.27マイクロシーベルトという状況ですから、現在の檜葉町や富岡町の一般的な状況、およそ年間で……済みません、檜葉町の状況、今ちょっとすぐにデー

夕出てまいりませんけれども、少なくとも1ミリシーベルトというようなレベルと比較しても、もうその10の3乗、4乗低いオーダーの追加線量になるだろうという予測をしているということでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 県内で最終処分しないということ、まず第1点目ですが、それはあなた理 解しているどうのこうのではなくて、最初放射能汚染物質の最終処分は県内でしないと言ったのです。その後で、中間貯蔵をつくって、中間貯蔵施設は30年以内に全部撤去して県外に持っていくと、そういう話ですよね。10万ベクレル以下のものは一般の既存の施設に埋め立ててもいいですと、何ら影響ないからいいですと、それはそれでわかるのです。だけれども、県内には処分しないと言ったのだから、放射能汚染物質に関しては。飛灰であっても放射能汚染物質ですから、それで困っているのですから。だから、それをやるのであれば、きちんとした施設をつくるべきだろうと、今までつくるべきだったろうと。

私が一番こだわるのは、富岡町、一番数字が低くて一番早く帰れる地区の、その上流にそういう施設をつくられたら、風評被害やいろんな問題で、ますます帰る人が少なくなってしまうだろうと、そういう考え方の上で質問しているのです。それだったら、何で大熊さん寄りの富岡側にいち早くこういうことを考えてくれなかつたのですかということなのです。本当であれば、よその町に持っていくつてもうのが一番いいとは思うのですが、同じ20キロ圏内で、1カ所、2カ所の町に集中するのは私もどうかなと思いますので、少し弱い口調では言っているのです。本来でいえば、8カ町村の広域圏でも大熊町に最終処分場持っているはずなのです。何でそういうところを選定しなかつたのかという疑問もあるのです。ただ、作業するのに数字が高いところに作業員が入るのは大変だと、そういうふうな理解はしていますけれども、いろいろ考えれば、適した場所というのはいっぱいあったはずなのです。それが、再度繰り返しになりますが、あなたが今まで3年間投げていた結果がこうなってきたということなのです。

あと、先ほど追加して質問した件ですが、エコテックの周囲、その辺の数値がかなり高かった場合には、5年たっても10年たっても除染はできませんので、数字がなかなか下がらないと思うのです。その場合には、あなたが言っている数字になかなかなれないのではないかと思うのです、空間線量拾ってしまいますので。だから私は知りたかったのですが、その辺はどうなのですか。空間線量を拾ってしまって、数字が正確な数字出ないなんていうことはあり得ないのですか。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 先ほどのご質問で、エコテックでの現在の空間線量率についてのご質問があつて、答えられなくて大変申しわけございませんでした。準備不足でおわびいたします。

エコテックのほうで空間線量率のほうを実施しているデータですが、およそですけれども、1.4か

ら1.6マイクロシーベルトパーアワーが現状の空間線量率でございます。先ほど是澤のほうから安全評価で被曝線量について説明ありましたが、それはこの現状の空間線量率とは別に、この汚染廃棄物をここに埋め立てたことによる追加の被曝線量ということで、例えば1.4から1.6マイクロシーベルトパーアワーに比べて、この先ほど説明した数値が、総体的に考えると、埋め立てによる追加被曝というのが非常に低いということでご説明させていただきましたが、現状の空間線量率の数字をご説明できなかつたところは大変申しわけございませんでした。補足説明でございます。

○議長（塚野芳美君） 山崎さん、どうぞ。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（山崎寿之君） 最初にご質問のあった県外で最終処分という点について補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、指定廃棄物の処分を県内で処理をするということにつきましては、平成23年11月に閣議決定されております放射性物質による環境への汚染対処特措法、これに基づく基本方針の中で、各県で発生した指定廃棄物の処理は、それが発生している都道府県内において処分するものとしているということでございまして、福島県内で発生した指定廃棄物については福島県内で処理をすると、よその県で、例えば宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、そうした県でも指定廃棄物発生しておりますが、こちらのほうでも各県内で最終処分場を確保すべく今検討を進めているところと。宮城県においては、詳細調査を実施するための候補地を提示をして、今地元と調整をしているところと、そういうところでございます。

一方で、議員からご指摘のあった福島県外で最終処分というお話があったのは、これは平成24年7月に中間貯蔵施設について福島復興再生基本方針というものが、これも閣議決定されておりまして、福島県内で発生する除去土壌とか中間貯蔵に入れるもの、これについては濃度が高いものもありますし、その量が膨大ですので、直ちに最終処分の方法が明らかにしづらいこととか、あと放射性物質による環境の汚染が最も深刻な福島県において住民が既に過剰な負担を負っていることとか、そういうことを総合的に勘案して、30年以内に県外で最終処分というふうにしているものでございまして、指定廃棄物の最終処分につきましては基本的に県内で処分をするというのが閣議決定されている国の方針でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 指定廃棄物、国が勝手に指定廃棄物に指定してきたのですよね、これ、平成23年11月。それ以前はなかったのですよね。だから、全てあなたの都合いいように動いているだけだ。

あとは、これだけの大問題をこの席に持ってきて説明するのに、自分たちでモニタリング一つやつていないと。エコテックの数字をエコテックで調査した数字を持ってきているだけだと。本来であれば、あなたなら独自で、環境省が独自で入らせてもらって、周辺のモニタリングをやって、そういう数字を持ってくるのが筋だと私は思うのです。だから信用できないのです。人の数字ばっかり引用する

から信用できないのです。だから、ここに入れるのであれば、まず私の言った信用できるような策を組んでください。まず、下を、後からやるのではなくて、もう最初に改良していただくとか、いろんな方法あると思いますので、どういう方法が一番いいかは私はわからないですけれども、あると思うのです、日本の技術であれば。そういう不安材料を払拭してやっていただければ、私はありがたいと思います。どうですか。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　いろいろ本当に至らない点がありまして、まことに申しわけございませんけれども、ご指摘のとおり、いろんな方、不安に思われる声に対応しながら計画の作成や事業を進めていかなければいけないというのはご指摘のとおりだと、本当に思います。モニタリングにつきましても、私どもこの段階で環境省として現地に入っていって、みずからいろんなデータをとるというようなところまでやってもいいのかどうかというような、そういう気持ちも正直ございまして、そういうそこまでは実施していないというのが現状でございますけれども、今のご指摘も踏まえまして考えさせていただきたいと思います。

それから、セメント注入等々の既存廃棄物層の改良の点につきましては、繰り返しになりますが、議員の今のご指摘も踏まえて、不安に応えるという意味も踏まえて、どういう対応をするのがいいのか、あるいはデータをとつてきちんとご説明するのがいいのか、そのあたりの検討をよくさせていただきたいと思います。

○12番（渡辺三男君）　ちなみに、主にどういったもの入っているのですか。許可申請受けているものが全般にということではないでしょうから。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　現在エコテックに入っている埋め立てられている廃棄物は、かなりのものが燃え殻……

〔何事か言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　廃棄物、焼却灰でございます。そのほか無機性の汚泥なども量としては多うございまして、基本的に有機物を含んだようなものはもうほとんどなくて、焼却灰とか無機性の汚泥という、いわば土質の評価をする際には土と同じような性状のものが大半であるという状況でございます。

○12番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君）　4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君）　何点かお聞きしたいのですが、議長、質問の前に、最初にばらばらに質問をやると言ったのですが……

○議長（塚野芳美君）　言ったのですけれども、そうなっていませんね。どうぞやってください。

○4番（遠藤一善君）　ということは、後からこっちやらないということですね。

○議長（塚野芳美君） どうぞ。

○4番（遠藤一善君） まず、最初に答えていたところでちょっと疑問点があったので、質問の回数で多分終わってしまったのであれなのですが、原子力発電所で出たとき、10万ベクレル以下のやつはトレーナー処理もできるというふうな話あったのですが、トレーナー処理というのは、四方を土の中に埋めることのように思うのですが、今回は同じ10万ベクレル以下でトレーナー処理もできるのに、今回は3方で、3方の谷間の3方のところにつくるというのが、それがなぜ同じ扱いになってきたのかのことをちょっと追加で。質問で先ほどそういう答えがあったので、お願ひします。

それから、中間貯蔵施設の10万ベクレル以下のものは移動しないというふうになると、大熊町、双葉町にできる中間貯蔵施設の中にある10万ベクレル以下のもの、持ち込んだものは、そのままに置いておくのかと。

それから、科学的知見に基づいた安全という話をしたのですが、科学的知見に基づいた安全の科学的根拠、基準は国で発表をきちっとしているから今言ったのだと思うので、そこの値をちょっと教えてください。

それから、こっちの本題に入ります。5ページの3番、廃棄物のところなのですけれども、ここで廃棄物を持ってくる、持ってこないをベクレルで決めているわけですが、基本的に廃棄物、ここに持ってきた廃棄物、後のミリシーベルトのことではなくて、追加被曝量ではなくて、ここに埋めた廃棄物そのもの、8,000から10万ベクレルの廃棄物そのものが安全になるというはどういう基準で、どのベクレルまでなったらこの廃棄物は安全なのかということをちょっと教えてください。

それから、12ページの4の2、環境省の責任と管理というところなのですけれども、事故時の対応というふうにあるのですが、今いろんな話が来ていたのですが、国が責任を持って対応しますというのは、今言葉では聞いたのですが、この国が責任を持って対応するという担保はどこにあるのか、法的根拠はどこにあるのかをちょっと教えてください。

それから、13ページの5番の運搬計画のところなのですが、この車両運行と経路選定のほかの2つ目に、運搬経路については地元との協定等を尊重しというふうにあるのですが、このフクシマエコテッククリーンセンターをつくったときには、下流域の地区住民とも協定を結んでいるというふうに思っているのですが、そちらの協定は全くこれでいくと尊重しないということになってくるのですが、そちらのほうのことはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

以上お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、10万ベクレル以下のもののトレーナー処分が認められていると、それは四方を土に囲まれているのではないかということでございます。ご指摘のとおりでございますが、少々説明が不足していたかと思いますが、では仮に10万ベクレル以上のものであればどういう埋め立てが必要になるかといいますと、これ

はコンクリートの擁壁で囲ったような、そういう遮蔽効果を持った処分が必要になるということでございまして、今回の汚染廃棄物の処分に当たっても、同様の構造のものを義務づけることになっているということです。

10万ベクレル以下のものであれば、通常の管理型処分場、もちろん普通の処分場というのも完全に四方が土に囲まれている状態のものもあれば、あるいは今回のエコテックのように1つの方向については土の擁壁、土堰堤で囲んだような状態になるものもあるわけでありますけれども、いずれにしても安全評価上周辺の公衆に与える被曝線量という意味できちんと管理できるということで、10万ベクレル以下のものについてはコンクリート擁壁等を設けなくても管理型処分場での処分が可能になるという評価をしているということです。

それから、中間貯蔵施設に搬入される10万ベクレル以下のものの取り扱いではありますけれども、これにつきましては今後のいろんな減容化ですとか、再生利用の考え方なども踏まえて検討していくことになろうかと思いますけれども、中間貯蔵施設の基本的な考え方というのは、線量云々、10万ベクレル以上のもの、以下のものというような区分で取り扱いを変えるというのではなくて、基本的には県外での最終処分に向けて必要な措置を講じていくと、そういう考え方でございます。

それから、8,000ベクレル以下、あるいはどの程度の線量まで下がれば安全であるのかというご指摘でありますけれども、これは単純に放射線量によって決まってくるものでもないと承知しております。実際にこのフクシマエコテックで処分を開始した場合に、どのくらいたてば安全になるのかといいましょうか、処分場としての管理を必要としなくなるのかということにつきましては、これからまだいろんな科学的知見の集積、具体的には浸出水の濃度の変化がどのようになってくるか、あるいは量も含めてですけれども、そういうような情報も蓄積しながら、どういうふうに確認の基準を設定すべきかという検討をした上で判断しなければならない課題であるというふうに認識しております。

それから、国が責任を持って対応することの根拠は何かというご指摘でありますけれども……

〔「担保。根拠じゃない、担保」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 何で担保するか。失礼しました。担保は何かということでございますけれども、先ほど少し触れましたが、この施設自体、国家賠償法上に定める公の營造物というのに該当するというふうに考えております。また、ここで行われる事務自体も、これは国の事業、国の事務として行われるものでありますので、国家賠償法上國が責任を負うことになる、法律で担保されているということでございます。

それから、運搬経路に関する公害防止協定との関係についてのご指摘でございます。ご指摘のとおり、もちろん下流の皆様と締結されている公害防止協定書についてもきちんと遵守する必要があるという認識であります。ただ、私ども理解しておりますのは、今運搬経路について協定の中に盛り込まれているのは檜葉町の方面での公害防止協定だというふうに理解しておりますので、ちょっとそのことを書かせていただいたわけですけれども、ちょっと書きぶり等不足しているかもしれませんので、

再度確認の上、必要があれば適切な表現に改めたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13時まで休憩いたします。

休 憩 (午後 零時01分)

---

[これより11番高橋実議員欠席、休憩中7番渡辺光夫議員退席]

再 開 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

議員各位、それから答弁する方にお願いしたいのですけれども、話はできるだけ要約して、聞くほうも答えるほうもちょっとできるだけ、まだまだ何か質問もあるようですので、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 先ほどの続きををお願いいたします。

まず、ベクレルで考えた、ベクレルのやつなのですけれども、安全基準という話が何回か出たのですが、安全基準をきっちり決めて、やりながらではなくて、やはり決めて、こういう安全に基づいてということをするのが先だと思うのですが、その先、後に関してはどういうふうにお考えなのか聞かせてください。というのも、ベクレルで考えると、8,000ベクレルのものが、例えば先ほど安全基準という話をしましたが、実際、では極端な話、土が、飲み物に今安全基準、食べ物には安全基準あると思うのですけれども、例えば10万ベクレル以下になるのに何年かかるのだということを考えたときに、それが100年、200年、300年の単位になってしまったら、ということも考えられるわけで、どういう安全基準なのかということがないと、先の安全性の評価ができないということです。

あと、国が責任を持って担保は、施設としてなりますということなのですけれども、もう既にこの施設はきっちり決定をするということが決定しているのか教えてください。

それから、先ほどの楳葉のほうの搬入路の協定のことはこの冊子に書いてあるのですが、水下のほうのことの協定のことは一切どこにも書いていないので、それはどういうふうに考えているのか。

あと、先ほどの中間貯蔵施設のものは県外に持っていくだろうという話なのですが、そうしますと10万ベクレル以下の県内の最終処分と矛盾してきてると思うのですが、そのところを明確にお答えください。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず最初の、安全基準を決めて、それを担保するようにという部分でございますけれども、この汚染廃棄物の処分に関する安全確保の最終的な目安となる基準といたしましては、こちらの資料の一番後ろにも書いておりますが、埋め立て作業を行っている段階、あるいは埋め立て処分場としての管理が継続している段階において、年間1ミリシーベルト以下であるようにというのが基準でございます。

それで、さらに、ではもうこれは処分場としての管理を廃止したところで、ではどういう基準を担保しなければならないかというのがこちらのもう一つ書いております10マイクロシーベルトという、そういう数字でございます。この基準を満足できるように、いろいろな埋め立て処分の方法が定められているということでございます。

次の、国の担保、決定しているのかということでございました。この点につきましては、今回の計画、この要綱に基づいて実施していくということになりましたら、その事業の性格上、国家賠償法上の対象となって、国が賠償責任を負うことになるということでございます。

それから、協定についてでございますが、ご指摘のとおり、今公害防止協定書で出てきているのは搬入路の部分だけしか書いていなかったかと思いますが、もちろんそれ以外の部分の内容、あるいは下流の住民の方々との協定の内容、これも重要なものでありますし、今回汚染廃棄物を処分するというに当たりまして、根本的に地元、あるいは町とどのようなお約束をさせていただくべきかというところはよく相談、調整をさせていただいて、お約束をして、それに基づき実施をしていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） 1点、中間貯蔵施設の30年県外最終処分の考え方と、このいわゆる指定廃棄物の県内処分の考え方でございますけれども、矛盾しているのではないかというご指摘でございましたけれども、私ども基本的には、まず原発の事故で大きな被害を負っておられる地域に、さらにこういう廃棄物でありますとか除染土壌等を受け入れていただくということについて非常に基本的に心苦しいものがあるということは基本でございます。その上で、指定廃棄物につきましてはこれまでるるご説明したとおりの基本的考え方で、各県内でお願いをしたいということでございますけれども、除染土壌につきましては量も膨大ですし、非常に濃度の濃いものも含まれるということで、どういう最終処分のあり方があるかということも含めて検討するということで、しつつ、ただやはりこれを福島県、特に私どもお願いしておりますのは現在双葉町、大熊町ということになりますけれども、そういうところで最終的に受け入れていただくということは、これ以上のご負担をお願いするのはやっぱり適切でないだろうという判断のもとに30年、県外最終処分という方針を現時点では閣議決定をさせていただいているということでございまして、その点そういう基本的な姿勢のもと、お願いしているという点にぜひご理解を賜ればというふうに考えている次第でございます。

[13時04分 7番渡辺光夫議員入場]

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 理解は賜れないというふうに考えて帰ってください。やはり矛盾はきちっと決めてもらわないといけないです、今まで中間貯蔵施設……いいです、それは理解できないということで。

それから、協定のほうはきっと、どういう、搬入路だけではなくて、実際にその下の協定はどういうふうになるのかはきっと明確にしていただかないと、先に話が進まなくなります。

それから、基準の問題ですが、最初のときにミリシーベルトではなくてという話をきっと話をして午前中に始まったはずなのですが、またミリシーベルトに戻すようなやり方をするのであれば、僕はベクレルで何ベクレル以下の廃棄物だったらば何百年後に安全なのかということをきっと明確に文章で出してもらわなかつたら納得はいきません。

それから、もう一つ、県のほうにちょっとお聞きしたいのですが、こちらのほうのページのほうの15ページの、これですね、第3章のモニタリングのところで、環境省の現場責任者というところで、管理の役割というのがあるのですが、県は直接の現場の管理者というのは考えているのか、県はどのようにこの処分場の管理をしていくのか、それもあわせてお聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　協定の扱いは明確にということにつきましてはご指摘のとおりでございまして、記載内容をよく考えさせていただきたいと思います。

それから、ミリシーベルトが基準である、1ミリシーベルト等が基準であるという私の説明につきまして、午前中はそうでないというふうにお話ししたというご指摘でございますけれども、ちょっと私の発言の仕方がわかりにくかったのかとは思いますが、私午前の議論を思い起こしてみると、恐らくは10万ベクレル以下とか8,000ベクレル以下とか、そういう流れの中で何ベクレル以下であれば安全なのかというようなご指摘がございまして、それについてベクレルではないというふうに申し上げたというふうに私は理解しております、なぜベクレルでないのかというと、そのベクレルのものがいろんな覆土なり周辺のものを経て、何ミリシーベルトになるかというところで考えなければいけないもの、その基準自体は今からまた科学的な情報も蓄積を図りつつ設定させていただきますというようなお話をさせていただいたということでございます。ちょっと言い方わかりにくかったのかと思ひますけれども、ご理解を賜れればと思います。

○議長（塚野芳美君）　山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君）　エコテック、処分場の管理についてでございますけれども、県の立場といたしまして、現在このエコテックについて、国から活用の要請を受けているという中で、今現在受け入れ判断とかしていない中で、今後仮にそういうふうな指定廃棄物等々が搬入されるということになってまいりますれば、当然国がこの指定廃棄物等々についての処理と管理、責任を持ってやられるというお話でございますけれども、県といたしましても当然既存の管理型処分場ということもございますし、そういうことも含めて管理、指導等も検討してかかわらせていただくということで考えてございます。

なお、今現在の処分場につきましては、産業廃棄物の管理型処分場ということで、今現在は県とし

ても廃掃法に基づきます立ち入り検査等々で処分場の状況等は確認させていただいているというふうなことはございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） まず、私もこの富岡町の比較的低線量地域にこういった施設受け入れるというのはちょっと反対なのですが、それでもまだなし崩し的にこれ、廃棄物とか持ち込まれてしまうと困るので、一応疑問点3点ほど質問させてください。

まず、これは埋め立て方法のところになると思いますのですが、この補足資料の2番、2ページ目の（1）のフレキシブルコンテナを使用されると思うのですが、これ高さ50センチの平面で1.5メートル程度のものということですが、これが今図面のほうを見ますと、約40メートルぐらい、一番深いところで上に物が載っかかるような形になると思うのですが、このフレキシブルコンテナの構造上、これだけの上載荷重が載っかかる大丈夫なのかというのがすごく不安なのですが、そのあたりどういう計算とか、構造計算とかされているのか、されているとすれば、その内容を教えていただきたいのが1点と。

2点目、その（2）の処分場での埋め立て方法のところなのですが、この50センチのフレキシブルコンテナの要は空隙になる部分につきまして、土等を入れて転圧をすると、締め固めをすることなのですが、50センチ土を、空隙というので、余り大きくないのかもしれません、そこに転圧をしても、50センチ分本当に締め固めができるのかなというのが疑問でして、通常土木工事であると30センチ程度が限界かと思うのですが、それは50センチになっていて、本当に転圧が可能なのかというのを教えていただきたいのが1点。

それと、同じ資料の11ページの4番、既存の廃棄物の支持力、いろいろと質問されておりましたがこれ三軸圧縮試験をされているということなのですが、実際現地で平板載荷等の試験をして、本当に地耐力があるかどうかというような検査が必要なのかなというふうに思うのですが、そのあたりの計画とかがあるのかというのが3点目の質問。

それともう一つ、お願いなのですが、三軸圧縮試験をやられているということで、どのような位置で、頻度どの程度やっているのか、写真等の資料もあると思うのですが、それをここで説明していただきてもわからないので、後ほど資料で出していただくこと可能かどうかをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 4点ご質問いただきました。

まず、1点目のフレコン50センチ、埋め立て40メートルで大丈夫かということですが、先ほど3点目のところでご質問いただきました4ほつの11ページ目のところで、そういうフレコンを積み上げて

いって大丈夫かという支持力の推計をしておりまして、（1）が埋め立て前、埋め立て開始時の既存の廃棄物を上流、下流、それぞれ埋められている、あとは始める前に上流のものを下流に一部移しかえて始めるのですが、その時点で許容支持力というのは（1）の1つ目の丸の最後の行に、350キロニュートンパー平米ということでございます。その後、（2）のところ、1つ目の丸ですけれども、埋め立てが進むにつれて、当然フレコンが層状に1層ずつ、ビルのように積み立てるのではなくて、1層ずつ平面で積み立ててということでやっていくのですけれども、そうすると、埋め立て物の荷重が当然増加します。なので、下に与える力は大きくなるのですが、それに伴って、1つ目の丸のところに書いているように、上載荷重が増加することに伴って、既存廃棄物層自身の許容支持力というのも増加していきます。それで、40層、埋め立て40メートル積み上げたときに、では埋め立て廃棄物の荷重はどうなるのかというのが（2）の丸の3つ目の2行目のところです。埋め立て廃棄物による荷重は約600キロニュートンパー平米になります。これに対して、埋め立てられている下の既存廃棄物層の許容支持力が、同じ行にあります約6,100キロニュートンパー平米ということで、上に載っかかる600に対して、既存廃棄物層の許容支持力は6,100ということで、支持力が得られるのではないかということでこちらのほうでは理解しております。

次、2つ目の締め固めのところですけれども、済みません、ご指摘の2ページ目のところに戻っていただきまして、（1）のところの締め固め大丈夫かということなのですが、（1）のところで書かせていただいているように、この想定しているフレコンは、地盤改良とかで用いられている締め固めが可能なものを想定していまして、高さが50センチのものに中に埋めていくと。それを最後縛っていく、締めるときに、このフレコンの構造上、縛って上につり上げていくと、自分で締め固められていくような構造になっています。さらにそれを埋め立てていくときに、（2）のところの処分場での埋め立て方法になりますが、2つ目の丸、高さが一定にそろうように、1層ごと平面で積んでいく際に現場で転圧します。このフレコンは地盤改良でも使われているということで、平面ですっと積み上げていった後、重機などで締め固めがさらにできるということで、一定の高さを保ちながら1層1層順番に積み上げるということで、転圧は可能、実績もあるということも踏まえまして、転圧はできるというふうに理解しております。

次、載荷試験のご指摘ですけれども、これ11ページのところです。実際に載荷試験をやるべきではないかということに関しましては、（3）のところで、まず上流の廃棄物を下流に持つていった後、その下流の表面は当然締め固めます。では、埋め立てを開始しようという際には2つ目の丸に書かせていただいているように、平板載荷試験を実施して、これから載せようとする廃棄物の荷重に対して既存廃棄物が支持力がきちんと得られているかどうかというのは実測で確認するということで計画をしてございます。

4番目のご質問について、具体的なデータということに関してましては今資料は持ち合わせておりませんので、後ほどというふうにさせていただきますが、（1）のところの丸のところ、既存廃棄物

の試料採取というのは、今現在エコテックで埋め立てられている既存廃棄物層から、ある程度最近埋め立てたデータがいいということで、震災が起こる前の半年の間に埋め立てられた既存廃棄物のエリヤから4点採取しまして、その4点採取したものを一度均一に混合した上で、それを3つの試料に分けた上でそれぞれ三軸圧縮試験をやっています。その結果求められた数字をもとに、この（1）の1つ目の丸に書いているような土質定数を求めたという手順になります。ちょっと口頭で恐縮ですが、取り急ぎ今答えられる範囲でお答えいたしました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 済みません。私の質問が悪かったのか、1番目のフレコンバッグの許容支持力というか、フレコンバッグ自体が、それが40メートルも要は積み上がったときに、上載荷重で壊れたりすることが、構造上、フレコンバッグ自体の構造がそんなに強度なものなのかなというのが不安なのですけれども、そのあたりは何か考え、それが今の答えだとしたら済みません。その辺が何かちょっとそういうふうに聞こえなかつたので、それ1つと。

あと、次の空隙というか、フレコンバッグを置いて転圧するというのはわかるのですが、それはある程度締め固められるような構造になっているということなので、それはいいのですが、そのフレコンバッグ同士の間の空隙を埋めるときの土なりなんなり充填すると思うのですが、それが50センチで本当に下まで転圧が可能なのかどうか。通常多分30センチぐらいまでしか転圧できないと思うのですが、その空隙が本当に締まつてくるのかどうかというのがちょっと納得できないので、そのあたりもう一つと。

あと、平板載荷をやっているのは埋め立て前にされるのはもちろんわかっているのですが、今現時点でいろいろ検討していく中で、原位置試験というか、本当にその現場の状態を知るのに三軸でももちろん出るとは思うのですが、現場のほうの悪いようなところも選んで、平板載荷とかしてデータを出したほうが今の現状に合った本当のデータが出るのかなというふうに思ったので、そのあたり、要是計画が決まってからではなくて、計画が決まる前にそういうものをやって確認する必要があるのではないかというようなことなのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 遠藤さん。

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君） 1つ目のご質問のフレコンの耐久性について回答させていただきます。通常のフレコン四角い状態で、通常フレコンが破けるときというのは、上から荷重がかかって、横側にその力が加わって破れるというような状態になりますけれども、今回使用します50センチの高さで1.5メートルの幅があるものとすると、上から荷重かかった力が、そこの横の面に直接行かず、それがそのまま下に伝わるような構造になっておりますので、フレコン自体にそういった引っ張りの強度といいますか、そういった応力がかからないようなものになっておりますので、フレコン自体が破れるということは大丈夫かなというふうに想定しております。

それと、2つ目のご質問の通常30センチまき出し締め固めなのに、何で今回50センチという話なのですけれども、今回フレコン自体の上から重機を使って埋め立てることが可能ですので、フレコンが拘束された状態で袋で存在していますので、その上を押すことによってすき間に間接的に力が加わります。したがって、すき間にも締め固めのエネルギーというのが伝わって、最終的に空隙が小さくなるというようなものでやっております。

○議長（塙野芳美君）　松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　3つ目について回答します。

平板載荷試験を今の時点でもやってはどうかということに関してですが、先ほど11ページ目のところの（3）の1つ目の丸にございますが、今現状は既存廃棄物層は上流側に埋め立てられている状況です。それを、この汚染廃棄物を埋め立てるに当たっては、その上流に置かれている既存廃棄物層の一部を下流のほうに移動しまして、そこで表面を締め固めた上で、上流、下流、それぞれ始めるということになっています。ですので、今現状のエコテックの既存廃棄物層の置かれ方と、実際に汚染廃棄物をやるというときと、状況、状態が違っているということで、やはり今もちろん試験してということで上流側は可能なのですけれども、ただ移動させて、またやはり載荷試験しっかりしないと、上流側で今完全に埋まっている状態と、一部下に持つていって残ったときの状態とでは違うだろうというふうに理解しております。

ただ、当然今上流の廃棄物層の上面をもし平板載荷試験やって、それを下に持つていった後、残りの部分で平板載荷試験をすると、恐らく上に載っていた部分の荷重があって、恐らくそれを移した後の上流を始めるときは、多分支持力が強くなっているのではないかなど、当然締め固まっている状態ですので。という想定はしておりますが、ただそこはしっかりと移し終わった後に載荷試験をして、ここで想定、推計している支持力が得られているかどうかというのを確認しっかりとした上で埋め立てを始めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　いいですか。そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君）　前回の協議会のときに是澤さんのほうから回答あった件なのですけれども、私は大体100年たつたらば10万ベクレル、それが何ベクレルになるかと、その質問に対して、大体2万ベクレルと、そういうような答えがありました。8,000から10万のものを入れても、100年たつても2万ベクレルです。というのは、この遮水シート、岩盤というか一番下の土の部分に二重に引くと、フレコンバッグで転圧して、重機で押して、それで積んでいった場合に、今フレコンバッグの破れ、横にかかる荷重の話はありましたけれども、その腐敗、100年たって2万ベクレルも残っている状態で、200年後、300年後、これが自然減衰するのか、それはちょっと疑問はあるけれども、100年たつ

てもこんなに残っている状態で、そういう状態でこういうシートが腐敗についていけるのかどうか、この辺ちょっと疑問あります。

あともう一点、県の担当者にちょっと質問させてください。他県では、この指定廃棄物の最終処分場、各県で処分しなさいと。例えば栃木だったらば矢板、茨城だったら高萩、これ国有地の山の中の人の住んでいないところなのです。県は何でこれから人を戻して帰還させて住もうとしている富岡町を選ぶのか、その辺の理由、これ聞かせてください。やはり私は、個人的な意見ですけれども、人の住まないところ、そういうところに持っていくべきだと思っています。例えば会津の山の中の国有地、そこだっていいのではないですか。何で富岡なのか。この辺を答えてください。

この2点、お願ひします。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、前回の全員協議会でのご説明の部分について、私のお話しした内容がちょっとうまく伝わっていないところがありますので、その点だけ修正をさせていただきたいと思うのですが、私が2万ベクレルという数字を申し上げたのは、100年後の数字ではなくて、今の数字でございます。どういう数字かというと、これはちょっと非常に粗の推計で変わる可能性があるというようなことを前提にお話をしていたかと思うのですけれども、今福島県内で指定廃棄物として保管されているもの、発生しているもの、その濃度を平均すると大体2万ベクレルぐらいになるということです。その平均2万ベクレルぐらいのものが今搬入しようとして待っている状態にあるということです。

ですので、100年後はどうかというふうに言いますと、前回もお話ししたのは、おおよそ10分の1以下にはなるであろうということでご説明しました。したがいまして、今保管中のものについて言えば、平均2万ベクレルぐらいですから、2,000ベクレル以下になるという、そういうことでございます。ちょっとうまくお伝えできなくてまことに申しわけないのですが、そういう前提であるということでございます。

それで、フレコンバッグの耐久性については……

○議長（塙野芳美君）　遠藤さん。

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君）　フレコンバッグに入れた状態で100年後どうなるかという話なのですけれども、この特措法上で定められている上乗せで決められている土壌層ですとか隔離層、こういったものに関しては、フレコンがない状態で埋めたとしても、その処分場の境外に放射性物質が出ないというようなことで、中に閉じ込めるということを考えてつくられたものですので、今フレコンがない状態だとしても、外に汚染物質が排出基準以上で出るということはない埋め立て方になっているという理解をしています。ですので、フレコンに入れてということに関しては、安全側のいわゆる機能を持っていて、なしで埋めたとしても問題がないというような解釈をしております。

〔「遮水シートは」と言う人あり〕

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君）　遮水シートに関してまして、遮水シートの最も劣化が激しいという部分に関しましては、紫外線を当てるということですので、埋め立てた後どれくらいもつかという、実際100年もつかという実測のデータというのではないのですけれども、いわゆる紫外線をたくさん当てるような加速試験、そうでない試験、いろいろなデータを鑑みますと、100年間地中で遮水シートの性能が保たれるというようなデータというのは出ておりますので、遮水シートに関しましても劣化はないというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　室石さん。

○環境省放射性物質汚染廃棄物対策本部本部長（室石泰弘君）　ちょっと県の方がお答えになる前に、ただいまのご質問の2点目のほうで、茨城と栃木のことがございましたが、私そちらのほうも見ておりますので、ちょっと申し上げますと、栃木、茨城のほうについてはまだ地点選定に至っておりませんので、まだどういったところにつくるかということも決まっていない状態であるということだけちょっと先に補足させていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君）　山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君）　エコテックの活用の国からの要請の件でございますけれども、それで前にも申し上げましたけれども、今現在、昨年12月14日の国からの富岡にあるエコテッククリーンセンターの活用を受け入れてほしいという要請を受けてございまして、それは当然国の指定廃棄物、対策地域内廃棄物の処理責任を有する国が、その指定廃棄物対策地域内廃棄物等の処理のためにエコテックを活用したいという要請を現在県、それから地元4町が昨年の12月14日に国から受け、それを受けて現在知事から見直しの要請をさせていただいて、新たな見直しの計画が今現在国から説明をされているというところでございまして、県として今現在受け入れの要請について検討するための説明を受け、安全性の確認をさせていただいているという状況でございまして、県が富岡、エコテックを今回国からの使いたいという提案があったということについて、今現在検討している状況というふうにご理解いただきたいと思います。

〔13時31分 1番山本育男議員退席〕

○議長（塚野芳美君）　5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君）　遮水シートは100年後どのようになっているかはデータがないと、紫外線の関係からいけば大丈夫だという話なのですけれども、この説明を読むと、やはり積んでいて重機で転圧すると、そういう荷重もいっぱいかかる、破れも考えられる、いろんな状態で、それでデータがないのに安全だと言うのは、私は言い切れないと思います。

それで、是澤さんの説明で、前回の説明は間違っていたと、それで実際は2,000ベクレルであろうと、そういうような説明なのだけれども、ペットボトルの飲料水、これ10ベクレル以下です。今やはり天候不順というか、大雨降ったりいろんなことがある中で、下流域に雨水が流れたり、そうした場

合に、農作物とか、井戸水とか、そういったところに行った場合に、私は決して100年後2,000ベクレルでも低いとは思っていません。まして産業廃棄物なんかは、搬入する際にいろんなものをまぜて、認定5品目以外のもの、注射針とか、いろんなものをどんどん、どんどん捨てていったのが現状なのです。そういったときにこういうドライブスルーで通過、通過でやられたのでは、2万と言うけれども、何万ベクレルのものが入ってくるかわからないよ。ダンプの底のほうにこういうものを入れて、上に土かぶせてしまえば、どんどん、どんどん入ってくるから。そういった中で、決して低いものではない。

それと、環境省のさっきの人の説明なのだけれども、栃木の矢板と茨城の高萩はまだ決定していませんと。決定はしていないとも、そこに置きたいと言ったのは事実でしょう。国有地の人のいないところに持っていくと言ったのは事実でしょう。私が質問したのは、なぜ帰還させようとする、住民を戻そうとするところに選んだのかということを聞いている。栃木と茨城が決まりましたかとは聞いていない。そういう山奥に持っていく、他県の場合は。何で本県の場合は、これから町づくりをしようとするところに持っていくとするのか、その説明なのです。

それと、県。県は、国からの要請とか、まるで他人事。双葉郡を県はどのように思っているの。会津が風評被害で助かればいいのですか。知事は、何か国と立地町の間の言葉の橋渡し。県は、県の考え方というのないのですか。県は、富岡を国が指定したときに、県の考えってないのですか。その辺をちゃんと答えてください。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、最初の遮水シートに関するデータがないということについての、というか実績としてのデータがないということへのご質問でございました。ご指摘のとおり、まだ遮水シートを使って最終処分を始めてから100年もの期間はたっておりませんので、そういう意味では実測、実際のデータというのではないわけですけれども、先ほど遠藤主任研究員のほうからもご説明したとおり、実際紫外線を照射して、加速度的に劣化を起こさせて耐久性を確認するというような確認もしておりますし、あるいは荷重に対する破れというようなものについても、これはもう実績としていろんな方法をやってまいりまして、もちろん破れるというような事故が全くなかったわけではないですけれども、それは基本的には埋め立て初期の重機によるようなものでありまして、埋め立てが進行した後破れるというようなケースは、これはもうほとんどないというような実績も持っておりますので、しかるべき遮水機能を長期間発揮することはできるというふうに考えております。

それから、前回の説明のことに関しましては、ちょっと私の発言自体、私も議事録で確認はしておりますのですけれども、間違ったご説明にはなっていないと思うのですが、多分非常にわかりにくくて、多分ご理解がいただけなかつたのではないかというふうに考えております。ちょっとそういう意味でご容赦いただけたらと思っております。

いずれにしても、今回エコテックに搬入する廃棄物につきましては、これはほとんどのものがまず焼却灰でありまして、それ自身は環境省が管理している仮設焼却施設、あるいは自治体の焼却施設においてきちんと濃度や内容物の確認をしたものを持ってくると。また、それ以外の不燃物についても、これは災害瓦れきの処理の置き場におきまして、環境省がみずから破碎等もして、きちんとその中身をチェックした上で持ってくるものであるということで、濃度、中身、きちんと管理した上で搬入をするという、そういう計画であるということをご理解いただけないかと思っております。

○議長（塚野芳美君） 室石さん。

○環境省放射性物質汚染廃棄物対策本部本部長（室石泰弘君） 栃木県などほかの県の状況を少し説明をいたします。

まず、ほかの県においての放射性廃棄物の処理で、先ほど名前の上がったようなところに入れる廃棄物でございますが、10万ベクレルを超えるものも含んだものとして対象を考えておるということ。それから、ただ、そうではありながら、割と量は少ないということございます。以上のことから、遮断型の構造で、割と小さなものをつくるということは最初から前提としてあるということございまして、ご承知のように、既存の産廃の処分場、これ全国どこ探しても遮断型を持ったものというのはございません。ということで、新規につくるしかないという状態でございまして、先ほど言いましたけれども、割とコンパクトな土地で済むということと、10万ベクレルを超えるという条件で新規につくるしかないという前提のもとで、そういう国有地ということがその対象の土地の選定の条件として出てきたというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん、あれの部分答えていないですよね。積載して搬入する場合に、廃棄物の下のほうに入れてきて、上を10万ベクレル超えていないようなもの出した場合、そういうやり方もあり得るのではないかということに対してお答えになっていないですけれども。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） そもそも搬入するものの自体、きちんと現場現場で私どもが1袋1袋チェックした上で搬出をしてまいりますのでそういう搬入の管理は徹底するということあります。1つ1つの袋にタグをつけて、それは実際ここにはどのくらいのものが入っているということをチェックした上で搬入をするという、そういう管理をやってまいります。

○議長（塚野芳美君） 引き続き、山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君） 指定廃棄物、汚染廃棄物等の処理の件でございますが、先ほども申し上げましたけれども、県内に指定廃棄物、それから放射性物質等に汚染された廃棄物、ある程度量が保管されている。それから、今後双葉郡も初め、帰還されてくる中で、当然いろんな片づけごみ、その他対策地域内のごみも発生する。そういうものを片づけていかなければならぬ。それも今後福島県復興に向けてと環境回復というものを図っていく中では、そういうふう

な廃棄物の処理というのは非常に重要、早急にやらなければならないという点がございまして、そういう意味ではこういうエコテックを使う、使わないは別といたしまして、そういうふうな処分する施設が必要だとうふうな考え方は当然県としても持ってございます。その中で、国の方で処理責任を有しております指定廃棄物等々、対策地域内廃棄物を処理する施設として、今回エコテックの活用を県と町のほうに要請があったということで、それについて今現在国からいろいろな説明をお聞きしながら考えている、検討中という状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 100年のデータがない、そういう廃棄物を保管してから100年間たつなんていうのは、こういう事故100年前に起きていないから、やはりデータがないというのは理解できますけれども、データがない段階で安全ですか、破れないとか、そういうことは、やはり確証を持った話ではないので、私はやはり飲み水レベルの井戸水なんかの影響を考えた場合に、やっぱりこういう施設は、下流域に人が住むと、そういうふうなことを考えた場合には賛成できるものではないというふうに私は是澤さんには申し上げます。

あと、議事録ありますから、事務局からもらって、自分がしゃべったこと、きっちりあとは読み取ってください。

あと、室石さん、さっきの他県の話なのですけれども、その施設が小さいとか、10万を超えるから人の住んでいない山奥だとか、そういうふうな言い方はしましたけれども、私が室石さんに質問したのは、何で人が住むところにこういう施設なのと。他県は人が住まないところに持っていくの。それも、完璧な状態の管理型というか遮蔽したもの、そういう施設をつくって密封してしまうというかここは違うからね。そういう完全に下をコンクリでやったり、そういう状態でないところだから。だから、何で人をこれから戻そうとするところにこういうものを持ってきたいということを選択したかと、そのところをちゃんと答えて。

あと、県。県も双葉郡を考えたときに、これから双葉郡がどうあるべきか、そういうふうなことを県も真面目に考えたときに、人の住めない、もう当分の間住めないところに持っていたほうがいいのか、人間が戻ってくると、戻そうとするところに持っていたほうがいいのか、原点はその辺から考えなければならないと思うのです。その辺の考え方方が県にはあるのかどうか。富岡だって長期間にわたって住めないところある。私は、大熊とか双葉とは思っていない。結局下流域に人が戻った場合に、こういう迷惑施設のために戻りたいという人のパーセントが減ったらどうするの。だんだん減っているのだ、時がたてばたつほど。そういうことまで県は真剣に考えているの。生活ごみは出ます。生活ごみを、帰還困難区域の、人がいない、山だったり沢だったり、そこをコンクリでまたつくり直したり、やればできるのではないか。何で一番楽な方法を選んでいるの。安全なことを選ぶべきではないの。その辺もう一回答えてください。

○議長（塚野芳美君） 待ってください。室石さんにお尋ねしていますので、室石さん。

○環境省放射性物質汚染廃棄物対策本部本部長（室石泰弘君） まず、まことに心苦しいながら、こういう案を出させていただいているというのが私の個人的な気持ちでございます。できるだけ早く福島の復興を進めなければいけないという中で、もうさんざんほかの議員の方からもご指摘受けて、重々きょういろいろお聞きしたところではございますが、やはりできるだけ早く復興していくためにも既存の処分場を活用させていただきたいという中で選定した結果がこのエコテックになったということでお、本当に心苦しく思いますけれども、ぜひご理解をいただきたいという、その一心でございます。申しわけありません。

○議長（塚野芳美君） 山田さん。

○福島県生活環境部産業廃棄物課課長（山田耕一郎君） 議員お話しのとおり、今後富岡、楢葉等も含めた住民の方々が帰ってこられる地域ということは当然県としても重々承知してございまして、復興、私どものほうの部署ではございませんけれども、復興等について真剣に考えていると。私の段階で断言できるものではないのかもしれませんけれども、きちんと考えて、そういうふうな復興についての考え方を県としてちゃんと考えているということは言えるかと思います。

それで、今回のエコテックのクリーンセンターの件につきまして、国から今現在、何回も申し上げますけれども、国のほうから指定廃棄物の処分について要請があったと。県といたしましても当然福島県内の環境回復のために、こういう処分する施設は必要だという考え方のもとに、現在そういうふうな国からの要請について、安全性を初め、地元の町、住民の方々等のいろいろなお話を承りながら、国とこの要請についてどのように対応していくかということを地元と地元の町とともに考えていくということで今対応しているということでございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 先般の全協の中でも質問させていただきましたが、処分場の構造上という件で、問題で、やっぱり図面を出してくださいと、どんなような構造になっているのかということを言いましたら、それは次回にお持ちしますということなのですが、この概要を見ても、何ら処分場の中のコンクリートの構造がどうなっているのかとか何かって一切、遮水シートはどうなっているのかとか、何かというのは何センチの厚みがあって、何十センチのコンクリートでなっている擁壁になっているとか、何ら書いていないのです。これでは、ただの漫画的な表面上の図面でしかないわけなのです。やはりこれは、当初のフクシマエコテックの産業廃棄物処分場というのは、もうコンクリートのこういう固型化したコンクリートを埋めるとか何かという構造ではなかったのです。単なる廃棄物ですよね、産業廃棄物。今現在主に使って、例えばプラスチックの廃棄物とか、医療廃棄物とか、そういうものを埋めていたわけなのですが、今回の場合は2トンあるようなコンクリートの塊が、何百トンものコンクリートを埋めるのですよ。その構造上の問題、私は最初から指摘しているわけです。それがなぜ提出されなかつたのか。

なぜこういうこと言うかというと、この処分場では10年では終わらないのです。孫子の代まで、

100年、200年残るのですよ。そこが問題なのです。10年たてば、いや、今のフクシマエコテックというのは株木建設、東京の建設会社の本当の中堅の子会社ですよ。いつ会社が倒産するかどうかというのはわからないわけです。だから、先ほど12番議員が言ったように、この処分場は買い取ってもらってからの話だと。国が買い取らなければだめなのです。一方で、今双葉、大熊につくろうとしている中間処理施設は、国が買い取りでなかつたらだめなのですよということを言っているのです。たった3年間で県外に持ち出すことを約束する前提のもとの処分場でしょう。富岡町は、最終処分場なのです。そこの違いなのです。それで、片方は買い取りでなかつたらだめだ、いや、賃貸ではだめだと言っていて、なぜ富岡町のこの民間会社の処分場を買い取るぐらいな、このわずかな金でしょう、国から言わせたら。それができないようでは、もう話の先が進まないと私は思います。100年、200年先のことまで考えないと。この処分場というのは最終処分場ですからね。それだけは1点目で言っておきます。

やはりこの施設そのもののこれから処分場の問題というのは我々だけで終わりではないのです。環境省の職員の方たちだけの話では終わらないわけです。いや、10年たったから、この後はある程度法律で定めるとか、今現在国とこのエコテックの間の協定とか、何かとか協定、契約、仮契約まではいっていないでしようけれども、協定とか何かという、協定書とか、何か話の、その辺の話は少し我々に見えてきてもいいのですが、その辺の2点をお伺いします。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、最初の処分場の構造、特に擁壁等に関するデータの提示がないということでございまして、まことに申しわけございません。議員のご指摘の趣旨に沿った資料になっていなかったことをおわび申し上げますが、ただ構造物全体といたしまして、今回新たに埋め立てようとするセメント固型化物も含めて、安全に、崩壊等を起こすことなく埋め立てができるという、そういう計算はきちんとさせていただいたというふうに認識しております。そういう意味で、これからいろいろまた有識者の方、特に県の技術検討会の先生方にはまた再度ご説明をさせていただきますし、そのような中でもきちんと安全性の確保できた施設であるというところはお示しできるようにしていきたいと考えております。

それから、なぜ中間貯蔵施設は買い取りなのに、エコテックを買い取らないのかというご指摘がございました。1つ申し上げますと、中間貯蔵施設について今しております議論は土地の買い取りの問題でございます。これは、実はこれ土地の買い取り、民法上の制約がありまして、20年以上の賃貸契約は結べないということになっておりまして、中間貯蔵施設は30年間運用するものでございますので、その途中で土地の契約期限が切れて、引き続き使用できないというようなことになると、なかなか難しいことになるというので、あの土地は賃貸でない方法をということをお願いしているということです。

一方、エコテックは、ではどうなのかということなのありますけれども、エコテックは土地はも

もちろんエコテックの土地でありますし、施設を使用していくということについても、これはこういう汚染廃棄物、通常の産業廃棄物もそうですけれども、一旦処分を始めた後は、その処分場としての管理が不要となるまで、国が定めた基準に従って適切に管理しなければならないという義務がかかります。これは、途中でやめましたというわけにいきません。それで、それはもう強制的に法律に基づいて担保させるということになるわけです。なおかつ、この今回のエコテックでの埋め立て処分について言いますと、これは国の事業として我々がやるものでありますので、もちろんエコテック活用しますけれども、国の事業としてやるものでありますので、そこは長期間にわたって、もう国が後ろ盾になって責任を持って最後まで処分を完了すると、そういう考え方でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 非常に簡単に説明いただきましたが、確かに片や中間処理施設の件は、相続とかいろいろな件が絡むので、30年を、ほかに搬出するまでの間管理しなければならないという、非常に契約しなければならないという面がありますが、ただそれを言っただけで、この施設そのもの、エコテックの施設そのものを買い取る、買い取って国の責任で永久にこれは管理していかないと、我々は安心して住めないですよということを言っているのです。なぜそれができないのか。民間会社の施設なのですよ、現在。このフクシマエコテックというのは株木建設の子会社なのですよ。この子会社の、後々倒産するかもわからないのです。10年間はそんなことはあり得ないと思うけれども、10年後においてどうなるかというのは、これ誰しもわからないことだから私は心配しているのです。我々も子供がいます。孫がいます。この富岡町に永住するか、また永住するかもわからない、したいという気持ちは私も変わってはいません。ですので、こういう安心ができないような迷惑施設をつくられると非常に困るから、国の責任でやっていただきたいと。当然国の責任で民間会社を指導するといつても、今までの管理体系を見れば、そんなことは私なんか許すわけにもいかないし、株木建設から親会社から派遣されて、今まで常駐2人、事務員1人、そんな会社です、ここへ来ている富岡に処分場に来ていた人は。そういう、その監督自身、3年置きぐらいずつかわって。親会社の社員ですから、株木の社員が来るのですから。そういう何もわからない人が常駐していたわけですよ。そういう会社に、幾ら国が責任持ってやると言っても、我々は信用できません。ここを言っているわけです。だから、その辺もう一度、基本的になぜこの買い取り、処分場を買い取りすることができないのかということをもう一度詳しく説明願います。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん、ですから、ほかの議員からも何回も出ていますけれども、ほかの理由づけどうのこうのはいいですから、何で買い取れないのですかとの質問が重ねて出ているのですから、单刀直入にお答えください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まずは買い取らない状態であっても、私ども国として最後まで責任を持って処分を実施することが可能というふうに考えているということあります。その上で、仮に買い取りをするとなりますと、これはまたい

いろいろな制約、交渉、調整も必要になってまいりますし、時間をさらに要するようなことというようなのも懸念しているという部分はございますが、ただいざれにしましても、私ども今の体制で国として最後まで責任を持って実施できるというところが基本的な理由でございます。

〔「はい、最後」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　いや、もうこの件はだめでしょう。これ以上進まないから。別件で質問するなら結構ですけれども。

10番、黒沢英男君

○10番（黒沢英男君）　最後に一言だけ言いますから。

回答がいつになんでもこの問題は出ないと想いますが、本来あれば持ち帰って検討しますとか何かと一言あってもいいのです。それあれば話が進まないのではないか。11番議員さんも12番議員さんも同じような質問をしました。なぜその言葉が出てこないのですか。全然この株木建設のほうからこれはだめだということを言われているわけですか。最後にそれだけ聞いておきます。

○議長（塚野芳美君）　三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君）　エコテックは今是澤のほうからるるご説明させていただきましたけれども、我々としては、今ご提案申し上げている方針で国としての責任は全うできるというふうに考えておりまして、そういうご懸念には、個別にご懸念ある点につきましては十分に説明をして解消させていただければというふうに考えているところでございます。そういう基本方針でございますが、多くの議員からのご指摘でございますので、ちょっと一旦ここは持ち帰って、また改めて検討してまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君）　2点ほどお伺いします。

まず1点目、7ページのセメントの固型化についてなのですが、放射性セシウムの溶出が比較的多い焼却灰、約16万立方というふうに記載されているのですが、これは16万ということであらかじめもう決めているということなのでしょうか。比較的多い焼却灰というのがちょっとあやふやな言い回しなのですけれども、その辺をちょっとお聞かせください。

それから、もう一点、11ページの施設の点検、モニタリングについてなのですが、こちら上の2番目のところに地下水のモニタリングを行うということで、測定結果を記録、保存しますということなのですが、このモニタリングに関してはリアルタイムで行うのか、もしくは単発的に行うのか、その辺ちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、16万

立方メートルという数字でございますけれども、これはあらかじめ確定しているものではございませんで、もちろん今後のいろんな処理の状況によって変化し得るものでございます。そういう意味で、現時点での推計だとご理解いただければと思います。

どういうふうに、では推計しているかといいますと、そもそもセメント固化が対象となるものといいますのは、想定されますのは、焼却灰のうち飛灰のほうでございます。実は焼却灰といいますのは焼却炉の下にたまるほうの燃え殻のほうの焼却灰と、排ガスのほうに飛んでいて、集じん機で集められる飛灰と、2つございます。集じん機で集められる飛灰のほうは、科学的に塩化セシウムを中心となっておりまして、非常にセシウムが溶け出しやすい性質を持っております。ですので、そちらのほうは全量セメント固化が必要になるであろうということで、その量を推計して16万立方メートル程度ということを資料に記載しているというものです。

それから、2点目のモニタリングについてでございます。地下水の水質のモニタリングでありますけれども、これにつきましては放射性セシウム濃度の測定は月に1回ということで計画をしております。こちらの補足説明資料のほうの13ページ、14ページにモニタリングの関係の項目と頻度を載せておりますけれども、基本的に水中からの放射性セシウムというのはなかなか連続測定するような濃度ではないものですから、定期的に観測、監視をしていくということで考えております。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） まず、1点目のセメント固化なのですが、まだ確定はしていないということであるようですが、万が一これふえた場合、それだけセメント固化の量がふえるということは、重さも当然重くなると思うのですけれども、その場合、最初に計画している埋め立ての順番とか方法に関しても当然変わってくるわけですよね。その辺はいかがなのかをお聞かせください。

それから、モニタリングにつきましては月1回ということで今ご答弁いただきましたけれども、やはり月1回で、例えば月1回と月1回の間にもし漏れていた場合はどうなるのですか。それは、もうそれで知らんぷりという形になるのですか。これは、もう当然リアルタイムでやっていただかないと、ちょっと我々住民としても納得のできないところであると思うのですけれども、その辺いかがなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、16万立方メートルという推計がさらに大きくなってしまった場合ということでございますが、これにつきましてはどの程度の推計とのギャップが出るかというところにももちろんよってくるわけでありますけれども、もし大幅に数字が変わるということになれば、安定計算などをもう一度やり直してきちんと安全に処分できることが確認できた上で実施していくということになろうかと思います。これは、現時点ではこれが一番もっともらしい数字だというふうに考えておりますので、それに従って処分を実施していき、そのほかにもいろいろ計画外のような事態が生じれば、その都度安全性を確認

しながらやっていくということになろうかと考えております。

2点目のモニタリングのお話でございます。月に1回だと仮に漏れていたときにどうなるかということでのご指摘でございますが、そもそもこの水中のセシウムの濃度で連続してモニタリングをしていくということを考えますと、これはもうレベルが本当に低いですから、ND、ND、NDというようなことが想定されまして、恐らくそれで漏れているか、漏れていないかというようなチェックをするということもできないだろうというふうに予測されます。そういう意味では、最終処分場からの遮水シート、浸出水の漏れを仮に監視するとすれば、もっと別のもの、例えば電気伝導度とか、塩化イオンとか、そういうものでチェックをしたほうが、よりきちんとしたチェックができるかと思いまして、ちょっとモニタリングの頻度等につきましては、そういう適切な項目を選定した上で、どのくらいの測定頻度、月に1回だと不安だというようなご指摘に対して、回数をふやしていくかというようなところを検討させていただければと思っております。

[14時09分 1番山本育男議員入場]

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 最初のセメント固型化については、またふえれば計算し直しということなのでしょうが、これ先ほどもお話ありましたように、既存の施設に新たにまた入れるということなのでしょうが、やはりそういうことも踏まえた上で、この底の部分をやはりコンクリートにしておけば、幾ら例えば固型化をふやしたとしたって安全でしょうし、そういうことも考えた上で事前にやっておいたほうが、後々問題起きてからでは遅いと思うのです。ですから、そういうことも踏まえた上で、この設計というか計算をしていただきたい。計算上は大丈夫ということであっても、我々住民としては、この原発事故で想定外ということをもう経験しているわけなのです。ですから、計算上だけではやはり信用、はっきり言ってできないのです。ですから、そういうことも考えていただかないと、この施設に放射性物質を最終処分場として受け入れることはやはり難しいと私は思っております。その辺はどのようにお考えなのかを最後にお聞かせください。

それと、モニタリングについては、やはり月1度では、これも納得できないことありますので、ぜひこれは当然リアルタイムでやっていただくことをちょっと検討していただきたいと思いますけれども、その辺いかがか。

あと最後に、国が責任を持ってこの施設を管理するということで最後に記載されていますけれどもこれ埋め立てして、当然完全にもう見えない状況になるでしょうが、これを埋め立てた後、いつまで国が責任を持って管理をするのか、モニタリングはいつまでするのか、その辺を最後にお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、既存の埋め立て層をコンクリートといいましょうか、セメント注入というようなお話をさせていただいて

おります。安心のためにはそういう措置が必要というご意見でございまして、ほかの議員からもそのようなご意見を頂戴いたしましたので、どういった形にすれば皆様のご理解がいただけるかという点で検討させていただきたいと、またご説明させていただきたいと思っております。

それから、2つ目の連続監視の話でございます。これにつきましても、不安解消のためにという観点からのご意見かと思います。そういう観点で、そもそもはかれなもの、あるいははあっても意味のないものを何かずっとはかっているというのも恐らくそれはそれで科学的にご説明ができないというようなことになる可能性もあるかと思いますし、どのような形でこのモニタリングを強化すれば、より安心いただける施設になるのかという観点から、これももう少し検討をさせていただけたらと思います。

それから、最後、埋め立て、いつまで管理するのかというご指摘でございます。これについても、いつになら安全になるのかというご意見とほぼ同じことになろうかと思います。目安として申し上げるならば、原発の先ほど来出ているトレーナー処分というのは、埋め立て完了後大体50年間というのが管理期間の目安というふうに言われております。あるいは六ヶ所村で行っておりますような低レベルの放射性廃棄物、といっても、もう非常にレベルの高い何億ベクレルという世界のものでありますけれども、までのものを処分するものですけれども、そういう施設については300年とか、そういうようなお話を、目安が示されております。そういう中で、この今回の埋め立て処分について、何年たてば安全な状態になるかということにつきましては、まだ引き続きいろいろな知見を集積した上で、特に埋め立てを始めた後の浸出水中のセシウムの濃度、あるいは浸出水のそもそもの量、そういうものに関するデータも蓄積した上で、ここまで管理をすれば大丈夫であろうという基準をきちんと設定をして、その基準に適合していることを確認した時点で管理を終了するというか、基本的には掘削等がないような状態で、敷地の周辺を囲いで覆って、掘削等が行われないような状態で管理する状態に移っていくということになろうかと思います。その時期については、今からよく検討させていただいて、判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん、先ほどは別な質問に対して、想定外のことが起きた場合でも耐えられるようなことまで考えると言っておいて、今の連続モニタリングに対しては、NDになるから無意味だと。無意味ではないと思うのです。NDであるというデータがあれば、また別にああ、そうかと、これ未検出だったのだなということであって、無意味だと、そういうこと、そんな高いことが想定されないからやらないのだという、その説明はいかがかと思うのですけれども。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　ちょっと節の仕方が下手くそで申しわけございません。

おっしゃるとおりで、NDを積み重ねることによって安心していただくというのはあろうかと思います。私、測定の意義ということで申し上げたのは、例えばより感度の高い方法で測定したほうが意義があるという場合があるということです。ですから、放射性セシウムの濃度で測定をしていても

わからないけれども、塩化物イオンとか、そういう濃度で測定をしていけば、漏れているかどうかというのをより感度よく検出ができるということもありますので、そういったことも含めてモニタリングの仕方について再度検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（塚野芳美君） わかりました。

ちょっとお伺いしますが、あと何人いらっしゃいますか、質問する予定の方。

[「はい」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 2名ですか。

[何事か言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 30分まで休憩します。

休 議 （午後 2時19分）

---

再 開 （午後 2時30分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 2点ほどお聞きしたいのですが、まずこちらの資料の4ページ、ここにあります、簡単に言えば漏れた水の処置ということで、前回もたしかお聞きしたのですが、二重シートの中において感知するできる電気システムを置くという形で前回ご説明いただいたのですが、この電気センサーですね、センサーというのはこの敷地内にどのような間隔で置くか。これは断面図なのでどのような間隔で置くのか。また、もしそこから漏れた場合、その水処理とともに、前回はたしか漏れた感知した場所については掘り起こして実際的に直すという話は言ったと思うのですが、そうなつてくると、実際的に先ほど幾つかの質問の中に、実際に全部埋めた後には、シート自体は傷にならないとか、切れないとか言うのですが、実際的にもしその場所が掘り起こさなければいけないという状態になったときに、そういう工事などで切れる可能性も出てくるというおそれもあるのではないかということと、だから本当に特に水の処理と、あとセンサーが壊れたときの補修というか修理についてある程度そこの埋めた場所自体に、埋まっているその袋自体に損傷大きいのではないかというおそれがあるのではないかということと。もう一つは、あとこれから埋めていくと、実際的に周りの側面に対しての、前も言ったと思うのですが、シートが切れたり、また切れた場合にその処置というか、それはどう行うのか、この2点を聞きたいのですが、まず水の問題と、あとシートの問題、これ。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 申しわけありません、今水の処理とおっしゃったのは、漏れた水をどう処理するかということでよろしくございますか。

○6番（宇佐神幸一君）　はい。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　わかりました。

その点につきましては、これはもう一旦漏れてしまうと、そこから基本的には地下に浸透していくということになろうかと思います。したがいまして、補修をするまでの間については、そこは徐々にではありますけれども、下に浸透していくということあります。ただ、エコテックの場合について言いますと、この地盤自体が10のマイナス5乗オーダーの岩盤になっておりますので、容易に地下浸透、水が浸透していくようなものでもございませんし、そもそも放射性セシウムに関する懸念ということでのご指摘であるとすれば、非常に土壌自体に吸着をされますので、長距離を移動して周辺に及ぼすようなことは、放射性セシウムに関して言えば、そのおそれはまず考えにくいというものでございます。

それで、ではいざ漏れていることがわかったときに、どういうふうに修理をするのかということではありますけれども、これは前回もお話しましたとおり、ケーシングなり措置をした上で直すしかないということでございまして、その際は、もちろんその周辺のシート等を破損することのないように、もうそこは慎重に作業を進めていくという以外には方法はなかろうかと思います。のり面についても同様でございまして、のり面の場合は基本的にそこに水がたまりませんので、そこからさらに地下に浸透していくという、そのリスク自体は小さいものでありますけれども、もし破損が確認された場合には、同様に、掘ってその場所を修復するというような措置を講ずることになろうかと思います。

○議長（塚野芳美君）　山崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（山崎寿之君）　今の説明に補足いたしまして、議員から質問のございました電極の間隔について説明いたします。

電極につきましては、5メートル間隔で格子状に設置されています。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君）　まず、最初の1点目、地下に、簡単に言うと下のほうにも水が漏れた場合、下に落ちるということで浸透すると。浸透するのはいいのだけれども、実際的に二重シートの一番底面が切れて下に入ってしまうと、実際的にはもうそこは地面ですよね。そうすると、実際的に言うと、自然界に入ってしまうということももちろんあり得ると思うし、前回もそれを言ったと思うのですが、あのときにたしか訂正あったと思うのです。たしかあのときに、脇のシートが切れた場合とか、そういうシートが切れた場合、地面の表面がろ過装置として、実際にセシウムが下に落ちないと、そのような発言をして、たしか訂正なさったと思うのです。たしかそれはもう自然のものであって、自然にそれを出してしまっているのだから、それはとめるべきではないかと言ったら、たしかそういう訂正をされたと私は記憶しているし、議事録にも載っていると思うのです。だから、漏れるということを

絶対起こしてはいけない場所であるから、それに対しての対策、もちろん水も取り除く、それはやらなければいけないことだと思うのです。そういう点をもう一度聞きたいということと、あと先ほど言った電気のセンサーについて、私疑問なのは、このセンサーが、簡単に言うと、だんだん詰まってくることによって、重力がかかってくると、そうなったとき耐えられるのかということもすごく心配なのですけれども、再度聞きますが、その2点教えてください。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、漏れてはいけない、処分場において遮水工というのはもちろん一番重要な施設でございますので、遮水工の損がないように管理をしていくというのが大変重要であります。それはそのとおりであります。恐らく漏れた場合に、それでも破れた場合にどうなるのかというご質問に対して、それはもちろん地盤面に浸透していくことになりますが、そこでただ放射性セシウム自体は土壤に非常に強く吸着されますので、さらにそこから地下水に移行して、さらにそれをまた飲み水なりにご使用しているところでというような形での影響は非常に考えにくいということをご説明したものかと思います。ちょっとわかりにくかったとすれば、それはおわびしたいと思います。

その上で、漏らさないためにいろんな対策を講じているというもの一つが二重シートであり、漏水検知システムであるということだとご理解をいただければと思います。さらに言えば、今回の汚染廃棄物の埋め立てに当たっては、途中に3メートル置きに不透水性土壤層も設置しながら埋め立てを実施していくということで、さらに一番上部は降雨の浸透が少なくなるようにキャッピングシートで管理していくということで極力浸出水自体を発生させないように、またそこから出てくる浸出水の放射性セシウム濃度が低くなるように、そういう意味での多重の安全対策を講じて埋め立て処分をする、そういう計画を立てさせていただいているというものでございます。

それで、もう一点の重力がかかっても大丈夫なのかということでございますが、こういう漏水検知システムでありますけれども、これは比較的新しい技術で、2000年代に入ってから本格的に普及をしてきたようなものでありますけれども、もちろん処分場の遮水工の検知システムとして開発されたものでありますから、上部の荷重というものには十分耐えられるように、そういう設計で設計施工されているものでございます。

○議長（塚野芳美君）　よろしいですか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君）　一応わかるのですが、さっき今の話の中で、実際的に地上に出た場合は、セシウムは地上の表面で実際にとどまるから影響ないというのですが、実際にセシウムを地上に出してはまずいわけですか。実際にそういう言葉を出る自体もおかしいし、実際にそれをあるから大丈夫ですという言葉をこの場で言う自体ももうまず根本的におかしいのではないかと。だから、さっき2番議員から出たように、下をもう最初からコンクリでぶつてしまうと、絶対まず漏らないよ

うなものを考えてというならわかるけれども、完全に漏るのは当たり前みたいなことで出てしまうと、やっぱり再三各議員から言っているように、あの富岡に住む人たちの不安感はまた増してしまうというのがあるので、その点は十分考えるべきではないかということと。

あと、先ほど感知センサーは大丈夫ですと。もうこの世に大丈夫なものってないわけですから、実際的にそれがどういう検査をしてきたのか、こうやったのかというのも全部立証していただいて、うちにもその点のものある程度の発表をしていただくとか、そういうことによってこれは大丈夫ですよと言うのが本来の筋だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、漏れた場合の話というのは、今議員のご指摘もありますように、絶対はないのだというご意見をいただくものですから、その絶対はないという状態になったときにどうなるかということをご説明するために申し上げているわけでありまして、何かそれがあり得るかのように聞こえているとすれば、ちょっと私の、それはもう説明の不足しているところだと思うのですけれども、基本的にそういう漏れはもちろん引き起こさないように管理をして実施をしていくということでございます。

それから、電気検知システムのどのような設計、あるいは施工をされて、荷重に対する安全性等が評価されているかというところにつきましては、これは今直ちにちょっとご説明できる資料ございませんので、改めてご説明させていただけたらと思っております。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君）　まず、今までの答弁を聞いておりますと、多重防護をいたしました、あるいはこういうふうな対策をいたしました、ですから安心ですよと聞こえるわけですが、これ私たち富岡町民は、何十年もそういうお話を聞いたことなのです。ですから、答弁する際に、安心ですよではなくて、その可能性は薄いですよと。ですから、起きる可能性はゼロではないですから、その辺しっかり踏まえて答弁願いたいと思います。

それと、あとまず第1点は、このエコテックに関しましては、最初は放射性廃棄物、これを処分するようなことは想定されていないですね。それで、10万ベクレルというお話ですが、これ原発事故が起きてから、ぶっちゃけた話、どさくさに紛れて10万ベクレルという基準をつくって、それでこういうところ、従来のところにも処分できるような仕組みになったのですが、10万ベクレル以下はなぜこういうところに処分して安心なのか、それを1点お聞かせ願いたいと思います。

あと、例えば処分の汚染水というか水排水のこともありましたけれども、あと作業中にはいじんとか空中の放射線の測定も、これリアルタイムで、何か異常があった場合には即対応できるように、そういう仕組みをつくる必要があると私は思うのですが、その点を質問します。第2点。

あと、基本的に、いろんな対策を練っても、とにかく想定外のことが起きてこういう状態になると

いうことは既に実証済みですので、こういった可能性がゼロでない危険なものを富岡町で一番放射線量の低いところになぜつくる必要があるのかと、それが非常に疑問なのです。ですから、先ほどの答弁では作業を早めるためにとか、いろんなお話がございましたけれども、原発事故が起きた時点で、こういう処分場が必要だということは環境省さん最初からわかっていたと思うのです。ですから、線量の低いところでなくて、放射線量の高い住民帰還がなかなかできないようなところ、そういうところにつくるべきだと私は思いますけれども、その以上3点質問します。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、10万ベクレルの基準を設定をする際の考え方ということでございますけれども、基本的にはこういう既設の最終処分場を使って処分を進めていくに当たりまして、まずはその周辺の公衆に対して一定量以上、目安となるのは1ミリシーベルトということになりますけれども、そういうそれ以上の追加被曝線量を与えないようにしなければいけないというようなこと、それを前提にいたしますと、この管理型処分場において処分できる廃棄物の上限としては10万ベクレルとすることが適當だろうということあります。そういう意味で、10万ベクレルというものをまず設定し、なおかつ廃棄物特有の問題である浸出水の管理、といったものに対応できるようにいろいろな防護のための必要な措置、セメント固化型化であるとか、不透水性土壌層の設置であるとか、といったものを、といった埋め立て方法についての基準も同時に定めて、10万ベクレル以下の廃棄物についてはきちんと安全に処分ができるだろうと、そういう検討結果を得たということでございます。

それから、2点目の空気中のばいじん、特に埋め立て作業中の濃度をきちんとリアルタイムで測定をして監視していくべきではないかというご指摘でございます。もちろんまずは労働者の方の安全確保という観点で、電離則等に定められた必要な作業環境の測定等は実施していく考えでございます。そのような中で、リアルタイムの測定というのは現状では義務づけられているものではないかと思いますけれども、といった措置についてのご要望というご趣旨であれば、少し検討をさせていただきたいと思います。

それから、最後に、なぜ線量の低いこのような地域に埋め立て処分場を持ってくるのかというご指摘でございます。これにつきましては、繰り返しになってしまいまことに申しわけございません、いろんなご意見の中で人が帰還される場所に近いところにこのような施設があるべきではないというご意見、お考えはよくそれはわかるのでありますけれども、何とも今この福島県内の汚染廃棄物これだけ大量にもう既に保管され、あるいはこれからまた避難されている地域の災害廃棄物等の処理のための仮設焼却炉が稼働し、ますます汚染廃棄物、焼却灰などありますけれども、がふえていくという状況の中では、速やかにそれを処分する場所を確保しなければならない、そのためには今から新しい施設を設置してというところでは、何とも復興がおくれてしまうということで、この既存の施設を活用させていただきたい、安全対策に万全を期して処理をさせていただきたいというふうに考え

ております。

○議長（塙野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） まず第1点目ですが、10万ベクレルということに決まったと思うのですが、それ実証されたわけですか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、もう一つは、空気中のダストはリアルタイムの件は検討しますということですので、それはその辺で理解しておきます。

あと、これが早くできなければ除染作業がおくれると、ですから協力してくださいと、そういったお話だと思うのですが、原発事故が起きて、それで除染とかいろんなことをするに当たって、ここ3年間こういったものは必要だということは環境省さん考えなかつたのですか。もしそういうことが十分認識ないしたら、非常に問題だと思うのです。前からそういう考えがあれば、既に線量の高いところ何なりに新しくつくる時間も十分にあったと思うのですが、その辺お答え願います。

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、10万ベクレルという数値につきまして、実証されたのかということでございますけれども、これについては実証というよりも、先ほどもご説明しましたが、既に原発から出てくる放射性廃棄物の処分について10万ベクレル以下のものをトレーンチ処分しているという実績、それから実際この管理型処分場で埋め立てた場合に、いろんなシナリオを検討して、周辺の被曝線量がどういうふうになるかという、そういうシミュレーションの結果、そういったものを踏まえて設定された基準値でございます。

それから、そもそも高い線量の地域に新しい処分場をつくってということを考えなかつたのかというご指摘でございますけれども、これはいろんな検討の経緯がある中で、中間貯蔵施設と10万ベクレル以下の廃棄物については既存の管理型処分場での処分をということを方針として打ち出しまして、それに従って、この1年半余りの間、お願いをさせていただいているということでございます。

○議長（塙野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） ちょっと水かけ論になりますのでやめますけれども、例えば私のはうではまるきり泥縄式にやっているとしか思えないのです。早くやるために既存のところにこの10万ベクレルという基準を新たに設けて、既存のところにぶっ込んで、これで処分しましょうと。それで、作業効率を高めるためには既存のところ、エコテックにやれば、新しくつくるよりも時間が短縮できますので作業効率は進みますと。そうではないのです。原発事故はどうして起きたのですか。想定外のことでしょう、やっぱり。ですから、この処分場も、先ほど最初に言いましたけれども、こうなればこういうふうな対策をしました、こうします、そうすれば安心ですよでは、そうではないと思います。何か突発的な事故が起きたり何なりする可能性が非常に小さくなるということですよね。ゼロではないのです、基本的に。原発事故もゼロではなかつたわけです、あなたたちは絶対安全だと何十年も言ってきましたけれども。ですから、既にゼロでなくて危険性の残ったものを、富岡町が今から帰還し

て、それで町を復興しようというときに、しかも一番の線量の低い地域にどうしてつくる必要があるのかということなのです。前からこういうことが、こういう施設が必要だということはあなたたちは十分わかっていたはずなのです。ですから、ここ3年間の月日を無駄にして、今になって作業がおくれるからここにしますでは、私はとても納得できません。だから、この辺だけもう一回だけ答弁願います。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　この3年間の月日を無駄にしたがためにエコテックで埋め立て処分をする以外に選択肢はなくなってしまったのではないかということかと思います。そういう意味で、私ども本当に力不足のところがありまして、なかなか思うように汚染廃棄物、あるいはそのほかの除染事業なども含めてありますけれども、復興のための必要な施策を進めらなかつた部分があるというのは、本当に大変申しわけないことだと思っております。そういうつて自分で無駄にしておいて、富岡にその負担を押しつけるのかというご指摘になろうかと思うのですけれども、大変申しわけありませんが、私どもここで処分をさせていただくというのは、福島の復興のためにも、これは必要なものだというふうに考えております。このほかに選択肢がなくなってしまったというのは、本当に私どもの不徳のいたすところかもしれません、何とか汚染廃棄物を片づけて、福島の復興に貢献するためにも、ここでの処分を実現させていただけないかと思っております。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君）　今何か最後の問題でも、ここにしか選択肢がないなんて言われると、これ我々町民としても本当に困ります。というのは、もうこうやって3年以上疎開して避難生活をしているわけです。そうすると、皆さんも家庭もばらばら、もう本当に家族もばらばら、夫婦別れる人ももういっぱいいるとか、すごい状況なのですよ、生活している人は。そして、今何年か後にはまだまだ帰れるのではないかという期待している人がいっぱいまだいるわけです。そのときに、その一番放射線の薄い、きのうも私ちょっと調べてきたけれども、さっき言った0.14マイクロシーベルトですか、あの周辺が、調べてきたのですけれども、そういった状況の中に、一番薄いところにそういうとこ持ってくることによって、またおかしくなってしまうのかなと思うのです、帰ろうとしている人たちがまた帰れないから。

それと、今いろんな面で聞いていますけれども、要するに最終的には風評被害というのがある。そうすると、これがもう100年も200年も残っていたらどうなるかということです、その地域に。そこ通り越して行かなくてはいけないわけだ、もし万が一。そして、今まで東京電力さんもそうですけれども、万が一事故はあり得ないと、万が一もありませんということでやっていたのが、だんだんと万が一が事故も少々ありますというようなことになって、現状としてこんなような事故になってしまった

というのが現実なのです。そうすると、地元我々町民は、特にこの地域の人は、そういうところには物すごくもう管理が厳しくなっているはずです。私もそうです。ですから、今きょうお答えしていたところにおいて、一番残念なのは、非常事態だからこうすることをしていただきたい、こういうふうにしていきますというようなことは、私たちいうと許せないのかなというふうに思います。ぜひこのところをよく検討していただいて、ここだからいいということは言えませんけれども、今これ計画案ですね。計画案ではなくて、こうしますというものをつくっていただきて、それが皆さんから評価を得られるようなものをつくってください。そうでなかつたらば、だって計画案、ところがもうこういう計画、これしかありませんなんていう何か答えですよね。計画案ではなくて、もうこういう計画します、しかし万が一にもこういうことありません、こういうふうになりますと、ですから大丈夫ですというものをつくってこない限りは、やはり賛同を得られないのではないかと私は思います。お願いします。

○議長（塙野芳美君） 三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） ちょっと2点あろうかと思います。

まずは1点目は、これはるる申し上げて、私ども非常にこういうお願いをすること自体心苦しいということではございますけれども、やはりさまざま、もう時間がかかりますので簡単に説明します、さまざまな要素を勘案して、ぜひ10万ベクレル以下のものについて安全性につきましてはしっかり私どもで責任をとるご説明、ご安心できるような形でやるということがもちろん大前提でございますけれども、ぜひ復興のために不可欠のものとしてエコテックの折衝を受けていただきたいというのが我々の基本的な姿勢でございます。

その上で、きょうのは計画案ということでいろいろなご指摘をいただいております。私どもの答弁の過程でも、そもそもご要請があった資料、データが不十分だったのではないかということでございますとか、あるいはご関心、ご懸念に的確に答えていないような形でのご説明になってしまったものは、それにつきましてはまた改めて考え方を整理してご説明していく必要があろうかと思っておりましすし、また対応を考えて、それをまた改めてご説明させていただくというものもあるかと考えております。そのようなことで、私どもとしてはご心配、ご懸念にしっかり応えられるような形にしまして、また必要な説明をさせていただければというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） ぜひ、今東電の賠償補償があります。しておりますね、いろんな面で。そのときに問題になっているのは、要するに難しいというか、要するに国が補償すべきことを自分たちが都合悪くなると東電、東電さんができないことは、では国でやりますとかとたらい回しにされるのです。ぜひたらい回しにならないような方策をちゃんとつくっていただきて、できる限り、先ほどからいろんな議員さんからありましたけれども、やっぱり国策でやる、この土地の問題も。要するに管理監督はしますということでは、やはり我々は納得いかないのかなというふうに思います。ぜひ国の

機関でこうしますということを、ものを持ってきていただかない限りは、私も賛同は得られないのかなというふうに思います。終わります。

○議長（塚野芳美君） 三好さん、ありますか。

三好さん。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） ご指摘ごもっともな点でございますので、私ども別に管理監督する立場からエコテックを指導するというような立場ではございませんで、まさしく除染の特措法に基づきまして、国がみずからが処分するという中で、かつ既存の、大変申しわけないのですけれども、既存の処分場を活用させていただくというような形の中で、どういう形でやるのが最も国の責任を全うできるかという観点で検討してきたものでございまして、その点十分ご説明が尽きていないというところかと思いますので、先ほど申し上げましたけれども、改めて考え方を整理して、しっかりしたご説明をさせていただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんね。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ほかの議員さんに答弁したこと、ちょっと2点ほど確認したいのですが、まず1点は、上流側の既存の埋め立てられたものを下流側に移すという話ありますが、どういう状況で移さなければならぬのかお教えください。

あと1点なのですが、処分場での埋め立て方法、フレキシブルコンテナで厚み50センチ、幅が1メートル50掛けですか、そのものをできるだけすき間できないように千鳥に配置して、間詰めをしながら転圧をかけていくということなのですが、逆に決してすき間ができるないようにきちんとそろえても、幾らかすき間はできると思うのです。そこにもう幾ら転圧したって、その50センチの範囲は転圧なんかきかないと思うのです。転圧機をもって転圧するということですが、フレキシブルコンテナに関しては転圧はきいても、間詰めの部分は全く転圧きかない。そんな転圧する方法は、そういう部分転圧する方法は、砂でも入れて、水をまいて水締めをするとかしか方法はないと思うのです。おたくさんたち言っているのは、転圧は完全にできますと言っているのですけれども、これ本当にできるのですか。町のほうでも土木関連の人も来ていると思うので、そっちにも質問しますが、そういう転圧方法があるのですか、世の中に。認められる方法が。私は、コンテナとコンテナとの間にすき間ができた部分を転圧する方法は、砂でも入れて水締め転圧くらいしか方法はないのかなと思うのですが、どうでしょう。その2点お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず最初に、上流側の既存の廃棄物を下流側に移すという意味でございますけれども、これは上流側はもうほとんどいっぱいございまして、新たに埋めるスペースというのがほとんどございません。ただ、速やか

に廃棄物の処分を完了するという観点からは、埋め立て作業ができる面積が広いほうが有利、いわば下流だけの場合と下流と上流、両方で埋め立てられる場合とでは倍のスピードになりますので、そういう意味で、あらかじめ上流側のものを下流に移してやりたいという趣旨が1つあります。

もう一つの趣旨は、下流もいきなり遮水工があるところに汚染廃棄物を埋め立てるよりは、その上に一定量の廃棄物層があったほうが、上から浸透してきた放射性物質を含む水が集排水管に到達するまでの時間がかかるというか、それまでの間に廃棄物層を通ることによって、さらにセシウムの濃度が低減できることが期待できますので、そういう2つの観点から一旦既存物を下流に移す計画としております。

○議長（塚野芳美君） 遠藤さん。

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君） 2つ目のご質問に回答させていただきます。

間詰めの砂に関して、正式な埋め立て方法、締め固め方法があるのかと言われると、そういうった工法という形ではないとは思います。ただ、これまで地盤改良型のフレコンの間詰めというのは砂で行ってきましたけれども、こちらかたいフレコンで四方囲まれた中にやわらかい砂を入れて震動を与えると、詰まっていくというような現象が確認されておりまして、震動締め固めというようなイメージを持っていただければというふうに思っていますけれども、そういう形での締め固め方法を考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 1点目の上流側のものを下に打つということはある程度理解はできました。ただ、私考えるには、わざわざ上流側を下に移して余分な経費を使ってやるほどではないと思う。全体量は変わらないと思うのです。埋め立てる量の全体量です。それは変わらないと思うのです。早急に急がなくてはならないから、早く埋め立てできる方法をとるのだという説明ですが、私はその点は余り理解できないのです。ただ、あそこの形状を見た場合に、上流側は割かしこの断面とは随分違うのではないかなど私は思うのです。上流側は、逆に言うと山が高かったために、ある程度地盤が高い位置にあるのではないかなどという気がしているのですが、その辺の違いなのかなと思うのです。かたいところにできるだけ重いものを載せたいという気持ちがあるのではないかなど、私ちょっと不信感抱いているものですから、そういう質問をさせていただきましたので、この次もう一度ちょっときちっとしたデータを上げていただければありがたいと思います。

というのは、あそこの施設というのは、最初は3分の1くらいの大きさの施設だったのです。それが、常にこういう迷惑施設はなかなか余り大きくすると許可が得られないということで、少ない規模で許可申請してもらって、あと規模拡大のときには対処申請が必要ではないのです。そういう逃げ道をとってやってきた施設なのです、これ。こういう施設を我々に信頼しろと言っても無理なのです。そもそも我々から言わせれば違法行為でやってきているわけですから。

あとは、先ほどの話、町のほうからも聞きたいです。振動をかければ締まるなんて。想定ではそういう話はできると思いますが、現実的にはもう締め固めはできないととつていいですね、これ。町でもちよつと答えてください。

○議長（塙野芳美君） 郡山課長。

○参考兼復旧課長（郡山泰明君） 復旧課の郡山です。今議員ご指摘のとおり、砂をそういう間詰めの中で十分転圧できるのかというものについては、やっぱり水締めなどであれば十分できるのかなと思いますが、ただ、今振動だけで本当に十分な転圧というものになると、疑問な点もあると理解しております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 環境省さんはどうですか。

高野課長。

○参考兼復興推進課長（高野善男君） 今の回答の中で、ちょっと私のほうから補足しますと、まずフレキシブルコンテナを1段積んだ段階で水締めをするという手法であれば、うちのほうでは締まるというような考え方で土木のほうは進んでいると思います。ただ、3段とか4段積んで、その上に層をつくるというような話であれば、その転圧とかという部分についてはなかなか転圧がかからないような状況になるかと思います。

土木のほうの対応としては、通常は1段積んだら、そういう水締めとか、あくまでも水締めする場合は、下に水は浸透するような状況にしておかないと、水締めはできないような状況でございます。ですから、振動による砂で締めるというのはちょっと不可能かなというふうに思っております。

以上です。

〔「環境省さん、大丈夫なのですか」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 最初の地盤が上流側のほうがかたいから、そこに重いものを埋めようとしているのではないかというご指摘につきましては、決してそのような趣旨ではないわけでありますけれども、安定計算の前提としておりますような状況なども含めまして、次回もう少し詳しい資料でご説明をしたいと思います。

〔「締め固め」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 振動での締めと水の締め、その件に関する見解をどなたがお答えになりますか。

遠藤さん。

○独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員（遠藤和人君） 今手元にデータがありませんので、詳細な密度がどの程度ということは出せませんけれども、すき間があいてる大きさが約5センチあかないぐらいのすき間のカラム状になっています。そこに砂を詰めるとい

うような作業かというふうな認識をしておりますので、ある程度振動で締め固まるものとは思っておりますが、今要求されている締め固め密度というのがかなり高い状況というふうなことになりますと少しちょっとデータを照らし合わせながらまた改めてご回答させていただければというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 1点目はよろしくお願ひします。

2点目に関しても、締め固め密度がかなり強く固めないと、フレキシブルコンテナそのものが地震や何かで動くと、当然また砂がめっていって締まっていってしまいますので、すき間が生まれますよね。すき間が生まれると、滑りとか崩れとかの原因になりますので、その辺もきっちり出してください、出せるのであれば。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして付議事件1に関しては終わります。

環境省、三好さん以下の方々、それから福島環境再生事務所、高橋さん以下の方々、それから国立環境研究所の遠藤さん、それから県のほうの山田さん、大変ありがとうございました。

三好さん、何かあるのですね。三好さん、どうぞ。

○環境省大臣官房審議官放射性物質汚染対策担当（三好信俊君） 本日はいろいろとご指摘を賜りまして、貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。

先ほどもちょっと答弁の中で申し上げたとおりでございますけれども、さまざまな観点からさまざまのご指摘をいただきしております、考えた方を整理して、改めてご説明するものでございますとか、あるいは最後の質問もそうでございますけれども、資料、データを伴って、しっかりとご説明させていただくもの、あるいは対応を考えて計画の中に反映させていただくものなど、さまざまなものがあったというふうに思っております。そういうもの、いただいたご指摘を整理いたしまして、また必要な説明をさせていただくような機会を与えていただければというふうに考えているところでございます。

また、役場ともご相談していく必要ございますけれども、住民の方もいろんなご懸念、ご関心があるかと思いますので、できれば計画の内容についてご説明の機会を設けていただければというふうにお願いをしていきたいというふうに考えております。そのあたりのご指摘やご懸念も含めて、私どもとして丁寧に対応させていただきたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解をお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 先ほど申し上げました皆様、本当にありがとうございました。

ただ、一言だけ苦言を呈させていただきますけれども、やはり今皆さんも感じたと思うのですけれ

ども、一方的な意見だけではなくて、できるだけ正確に答えていただけるような状況でないと、次の回があるのかないのかよくわかりませんけれども、ぜひその辺は心していただきたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。退席ください。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 3時17分)

---

再 開 (午後 3時19分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

その他なのですが、まず2点あるのです。そのうち1点は、産業振興課長のほうから復興への集いについての説明がありますので、説明を求めます。

振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 長時間の協議ご苦労さまでございます。

お手元に資料をお配りしておりますが、来る4月12日土曜日12時より、広野町体育館で開催されます富岡町復興の集い2014の開会式に、お忙しい時期に恐縮ではございますが、ご臨席いただければと考えております。ご来賓としてご紹介したく、事前に出欠の確認をしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 限られた時間ですので、12日出席できる方挙手願います。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 事務局長、ちょっとメモってください。今現在で3名ですか、できない方。

ありがとうございます。なぜかといいますと、この案内にもありますように、ラジオ福島の深野さんという方が司会進行やるわけですけれども、名前が間違ったりするとちょっと申しわけないので、そういう意味も含めまして出欠をとらせてもらいました。

出欠はわかりましたので、今の件に関しまして、議員の方々から何かござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、1件目は終わります。

それから、2件目ですけれども、この集いのときに、手元のチラシにありますように、小泉大臣が見えるのです。この機会を捉えまして、過般町議会として第2の廃炉の件の意見書を提出しましたけれども、この内容のものを手渡ししたいということなのです。

手渡しすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、そのように決します。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） もしかしたら調整の中でそれが変わるかもしれませんけれども、ですから、では今の件は出す場合には異議なしというふうに受けとめさせてもらいます。もし状況によっては、それが変更になる場合もあります。

その件に関して何か質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、以上ですが、そのほか、まず執行部。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど三好さんが最後にお話をされた件なのですが、町民の皆さんにも説明をさせていただきたいというような旨の話がございました。皆さんからその中で何もなかったわけですが、町といたしましても、今回のこのフクシマエコテックについては富岡町の将来を左右する大変重要な問題だというふうに認識しております。そういう中にあって、当然国からこのようにどんどん、どんどん責められて、なし崩しにこれが行われていくような現状になりますと、大変我々富岡町民としては、これから帰還というようなことを考えますと、爆弾を抱えたような状況になるというふうに考えます。

そういう中にあって、ただ一方では、昨年の12月14日ですか、国のほうから要請があって、4ヶ月間何も町民の方々には説明をしてこなかったという点で、私も町政懇談会の中、それからこの問題が県のほうから国の方に、中間貯蔵施設の3カ所が2カ所になった件、それから今回のコンクリート固化体に対するものが楓葉の波倉地区というような固有名詞まで出たことについて、私のところにも電話等のものが来ておりますので、これらについてやはり町民の皆さんにも説明会を開いて、そしてそこから吸い上げたいいろいろな意見をまた皆さんと一緒に共通理解をいただくために、先ほどはもう一度説明させていただきますというような話がありましたけれども、そういう機会をどんどん持つていきたいというふうに考えますので、皆さんのご理解を賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） ちょっと待ってください。先ほどの三好さんは、きょうのこの説明の挨拶の中での一言で町民の皆さんへの説明もということで、別にその話は我々議会に投げかけられた話ではなく、ですからそれにイエス・ノーを言う状況でもなかつたわけですから。町のほうがやるのは、それはそういう話でしょうけれども、先ほどの三好さんの話はそういうことで、各議員そんなふうに受けとめていないと思います。議員として町民に説明するのはいいかと三好さんが言ったなんて、そういう認識ではいなかつた。挨拶の中での話だと思いますけれども。

○町長（宮本皓一君） いや、そうではなかつたと思います。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 三好さんは、丁寧に説明させていただきますという話の終わりに、町民の方にもという話をされましたよね。皆さんお聞きになりましたよね。その話に対して何の反応もなかつたので、ああ、皆さんは当然これは理解しているのかなと思いましたけれども、私が今それについて

お話ししただけで議長がそういうふうに反応するわけですから、これ共通理解をやっぱり持たなくてはいけないと思うのです。町民の方々も4ヶ月放置されていて。我々は、2回ほどこれで説明を受けました。ただ、これが説明があったからもう受け入れるという話ではないのです。これを町民の方々の声も吸い上げて、それを町民からこういう声が出ているということをこの場にやっぱり吸い上げていきたいというふうに思いますから、そういう意味で町民にも説明会を開いていきたいというふうに町としても考えるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 町長の言うごもっともだと思うのだけれども、私考えるには、当然町民に対しての説明会も、これは絶対必要です。ただ、議会側がまだ全然一歩も歩み寄れないような状況の中で町民に説明しても、これ以上の問題になるのがもう目に見えていると思うのです。だから、もう少し8割方我々もすり寄っていけるような状況になってからでも遅くないのかなと私は思うのです。これは、当然町民には説明しなくてはならないと思います。ただ、今はまだそういう段階にはないと思います、私の考えは。

○議長（塚野芳美君） 7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 今要するに議会終わって、終了間際にちょっとということで話したと思うの、環境省の三好さんが。だけれども、私も実際よく聞いていないのです。そういう中においてこうだ、ああだとかではなくて、やる場合には、やはり議会の中でちゃんとやればいいのではないか、その他の中ででも。だって、終わってからではないですか。私は、そういうふうに捉えたのですけれども。

それと、町長が今発言した中において、ちょっと捉え方が俺悪かったのかなと思いますけれども、なし崩しにしないでという言葉は、俺町長としての発言としてはちょっとうまくないのかななんていうふうに思います。なし崩しにしないでくださいというようなことを……

○町長（宮本皓一君） 違いますよ。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） このままなし崩しに国から押しつけられるのは嫌だという話をしているのですよ。理解してくださいよ。

○7番（渡辺光夫君） わかりました。いや……

○町長（宮本皓一君） お願いします。

○議長（塚野芳美君） 議論ですから冷静に話し合ってください。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 環境省は、議会にも2回やった、住民にもやった、そういう事実をつくりたがっているのではないかなど、逆に私は思うのです。だから、やはりもう何か見ていると物すごく急

いでいる。もう震災から3年もたっているのに、あと富岡だって戻るというのにあと3年もあるのだから、あそこでなくたって、線量の濃いところでもいいのではないのかなと私は個人的には思うのだけれども。

だから、ただ急いでいるから、やりたがっているから、相手のペースにはまるよりも、12番議員が言うように、ここでさんざんもんで、あとは広報でも議会だよりもタブレットでも傍聴でも、どんどん、どんどん今エコテックの件に関して環境省と町はこういうふうにやり合っていますということをばんばん発信しながら、それで何回かやって、ある程度この辺までいったら住民の、議会と環境省、町ではこういう状況になってきましたという説明をしながら、住民説明会はもっと後でもいいのかなと。今町長言うのも気持ちはわかるのだけれども、相手のペースにはまってしまいそうな気がして、ちょっと怖いのかなと。今中間貯蔵でも、国は双葉の伊澤町長に住民説明会をさせてくださいと、町がだめなら住民がオーケーならいいのではないかと、何かその既成の事実をつくりたがっている。そこにちょっと危険性があるので、もっと冷静に考えながら、いい意見を出し合ったほうがちょっといいのかなと思います。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 安藤議員が言っていることもわかります。ただ、このエコテックに関して、一番先12月14日の国が我々4町に対して中間貯蔵施設、管理型処分場の要請をされてから、はや4ヶ月が経過するわけです。その間、私は町政懇談会等をさせていただきました。その中には、当然太田地区の方、それから上郡の地区の方からもこういうこの問題を提起されております。

それで、我々執行部、あるいは議会で説明を受けた後には皆さんにも説明をさせますという話をしています。そういう中にあって、説明をしたからもう終わりだというわけではないのです。これ最終的に結論を出すまでにはまだまだ時間がかかるでしょう。その間、町民の方をそのままに放置しておくということが、ちょっと時間的なものを考えると、私としては意見を求められたり電話があつたりということですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

ただ、町民の方にも今回説明をして、町民の方からいろんな意見が出てくると思います。それをやはり国にきちっとした理解をしていただいて、町民の方からこういう意見も出ているということを今度この場で、やはり環境省のほうからお知らせをしていただいて、そして皆さんの中と町民と、それから執行部と、共通理解を図っていきたいというふうに思いますから、その辺についてはご理解を賜りたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 私も今各議員方々が言われたように、やはりまだ2回程度の議論で全く国側と議会側との話が一方通行で、ただ説明があったというだけで、かみ合っていない。まだまだ、まだちょっと先、住民説明会はもうちょっと先延ばししていただきたいと私は思います。やはりそんなに先ほど言われたように、国のペースで事が進んでしまうと、双葉町、大熊町の中間処理施設の問題に

も、富岡町や議会に説明して、住民説明会までやったのだからということで既成事実があると、どんどん、どんどん先に進んでしまいますから、そういうことのないように、町長、我々議会の意見も聞いていただいて。その機会は必ず来ると思います。その辺よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ということは、議会のほうではまだ町民に説明するのは早いということでしょうが、これを安全だから使わせてくれというようなことを今皆さんのがいろいろな疑問点に対して環境省は言っていますよね。ただ、町民の方々は、まだあそこのところに何万立米入って、どういうふうにしてどういうのだという、そのプロセスさえもわからないのです。それを1回説明していただきて、そして町民の方だって1回では納得しないと思います。これ4ヶ月が、では皆さんが納得できるまでと言って、町会議員の人たちは納得したんだすけ、おらさはいつ来るんだっぺというふうなことでは、全然町民との意思の疎通ができないというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。わかつてください。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 先ほど私が言ったとおりなのですが、さっき町長から太田地区とか上郡地区の人からという話がありましたが、太田地区、上郡に関しては反対ですという意見書ですか、出ているのですから反対なのです。反対な以上は、説明会なんか聞く必要ないのです。反対ですから。だから、私はそういう考え方のとから言うと、下流域が反対しているのにほかの地区が賛成だというのは、私はあり得ないのかなと思うのです。だから、もう少し議会側に詳しい説明をして、7割、8割歩み寄れるような状況になってきた時点でも遅くないのかなと私は思うのです。今町長が言っているような説明会を、どうしてもその規模とかそういうものは全体像として示されなければならないだろうというのであれば、それは執行部だけでも説明はできると思うのです。環境省を呼んで説明されると、恐らくもう環境省は説明だけで押し切る気でいるのだと思います、許認可は必要ないのですから。ただ、我々避難民の気持ちをどれだけ大切にするかということで、本当に我々から質問を受けても全て払拭できるような答え持ってこれなかつたら、信用すべき問題ではないです。そのくらい国はやっぱり努力すべきだと私思っていますので、ぜひそういう意味で言えば、環境省に無駄な説明させるよりは、もう少しじっくり議会側で日程を詰めながら早急にやったほうがいいのかなと私は思うのです。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さんのご意見ごもっともだと思います。ただ、私としても、これについては町民の意見を聞きながらというような話をさせていただいている。

そして、議会と執行部だけがこれをイエスとノーというような最終的な結論を出すには、そこには町民の声も必ず反映させていかなければならないというふうに思いますから、これらについては……早急にやっていくというような話ではないのですが、町民の方々にも説明の場を与えたいというような話ですので、その辺をご理解を賜りたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（塙野芳美君） ちょっとお待ちください。それぞれの意見がありますし、立場の違いもありますので、きょうのところはとりあえず今の双方の意見でとめ置いて、どうせまた近いうちに機会はありますから、そのときまで皆さんもう一回改めて熟慮していただくということで、きょう結論何だかんだではなくて、もう少し深くお互い考えて、近々どちらかの結論を出すというふうにしたいと思うのですけれども、議員の皆さんどうですか。

7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君） 先ほども私最後に質問した中において、計画書、案ではなくて、ちゃんとしたできるものをつくってきょうの中において出してきてくださいということを私は発言したものです。そうすれば、そういうものが出てくるわけですから。そうすると、きょうのやったのは、これはあくまでも計画書案であって、まだ全然結果としては皆さんから言われたように、物が物になつていないという状況ですよね。そうしたときに考えると、議会は、では何のためにあるのということになってしまふのかなというふうに思いますので、ぜひ今議長が言われたように、もう一度見ていただくということでよろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 町長、いかがですか。今どうしても結論出したいですか、きょう。もうちょっとお互いに考えたほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議長の今申されたとおりで結構だと思うのですが、その辺の今後のスケジュール等については、では執行部のほうにお任せいただけますか、それとも議会のほうで執行部のほうに提示できますか。

○議長（塙野芳美君） スケジュールとはどういう意味ですか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議会の説明というものがこれから何回か行われて、この議論が煮詰まってきた段階ということなのでしょうけれども、それまで町民の方をそのまま放置していいかということも皆さんには考えていただかなければいけない問題だと思いますので、その辺を皆さんのが判断というものが必要になるのだと思いますからお願ひしたいのです。

○議長（塙野芳美君） 近々で全員がそろうという場面はないですね、各常任委員会のあれはありますけれども。ですから、改めて説明を受けて云々ではなくて、私は近いうちに全議員がそろう場面の中でその他の項目か何かで改めて調整したほうがいいのかなと思ったのですけれども、ただここ1週間、10日のうちではないのです、そういう場面は、議員全部が集まる機会は……次に全議員が集まるのが今はっきりわかっているのは5月22日ですので、ちょっと先なのですけれども。

町長。

○町長（宮本皓一君） 私のほうから今問題提起させていただいたものがなかなか理解されないということですので、一度これ取り下げます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 取り下げるのではなくて、環境省を呼んで説明会開くのか、町独自で規模とかそういうことは説明できると思うのです。町がやるのであれば、私は反対しないです。環境省を呼んでやってしまうと、来て説明したでしょうという話になってしまふのです。そういう実態を環境省国は望んでいるわけですから。だから、その辺の捉え方なのです。どこまで細かい説明、議会とこうやってやったように環境省を呼んでやるのですか。町だけだったら、あしたに説明会開いても、私は異論は唱えません。その辺なのです。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これ町としては、あそこのエコテックというものを活用したいというものを国から要請されているというだけは説明はできるでしょうけれども、それ以外のものについての質問が出たときに答えられませんから、町として単独でやるということは無理だと思います。

○議長（塚野芳美君） ですから、もう一回改めて場を設けてこの件は話し合うということで、今どうのこうの結論出さないでということが議会のほうの総意なのです。町長、それでよろしいですか。

○町長（宮本皓一君） はい、私も取り下げましたから。

○議長（塚野芳美君） では、それでちょっと話の順番は逆なのですけれども、産業振興課長、集いの先ほど出欠とりましたけれども、来賓として紹介という話がありましたけれども、全く通知も何も出ていないのですよね。それで、あさっての話なのですよね。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（阿久津守雄君） 大変その点については申しわけないと思っていますが、開会式に当たりまして、品川区を初め、多くの協力していただいている自治体からもご来賓としていたたく中で、議会のほうからも出ていただかないと、やはりちょっとバランスが悪いという言葉を言ってしまうとあれなのですけれども、その辺も考えまして、今回改めましてご紹介申し上げました。不手際な段取りで申しわけございませんけれども、その辺ご理解いただきながらご参加していただきたいと思いまして、よろしくその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのようなことですので、議員各位、今回ちょっと手続があれでしたけれども、了解していただいて……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 町側の手続不備は不備で、それはしようがないと思いますが、この問題に関してはいろいろ議論ありましたよね。予算は通りました。予算通ったから何でもありということではないと思います、私は。そういう意味から考えて、よく行動してください。

○議長（塚野芳美君） ということで、この件は先ほど挙手いただいた方、それからもし後で都合がよくなつたという方もぜひ含めて、できるだけ多くの出席をお願いしたいと思います。

執行部は、その他は以上ですね。ありますか、そのほか。ありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 議員のほうからその他ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終わります。

閉会（午後3時47分）